平成30年度 第1回 全国健康保険協会栃木支部評議会資料

平成30年7月19日

全国健康保険協会 栃木支部
協会けんぽ

議　事　次　第

議題１．協会けんぽに係る主な動き等について　・・・・・・・・・・・・　Ｐ２

議題２．平成29年度決算報告について　・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ｐ８

議題３．平成29年度事業実施報告について　・・・・・・・・・・・・・・・　P10

議題４．第2期データヘルス計画について　・・・・・・・・・・・・・・・　P29

議題５．その他　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　P30

議題１． 協会けんぽに係る主な動き等について

・前回評議会から本日まで

H30.1.17	平成29年度 第5回栃木支部評議会
H30.1.29	第90回運営委員会
H30.1.31	ジェネリック医薬品セミナー
H30.2.8 ～3.15	平成30年度 年金委員・健康保険委員研修会（6ページ参照）
H30.2.14	第2回 とちぎ健康21プラン推進協議会（支部長 出席）
H30.2.14	健康長寿とちぎづくり推進県民会議幹事会（支部長 出席）
H30.2.15 ～2.16	第2回 関東甲信越ブロック会議
H30.2.21	第2回 健康づくり推進協議会
H30.3	株式会社あしぎん総合研究所の機関誌に、健康経営についての記事が掲載 ・支部長がトップページに寄稿 ・栃木支部の健康経営普及の取組みについて掲載
H30.3.2	宇都宮東社会保険委員会の研修会にて、健康経営について栃木支部長が講演

H30.3.5	第4回 栃木県保健医療計画策定部会（支部長 出席）
H30.3.9	第2回 宇都宮地域医療構想調整会議（支部長 出席）
H30.3.12	第3回 栃木県医療費適正化計画協議会（支部長 出席）
H30.3.12	栃木県医療審議会 及び 病床整備部会（支部長 出席）
H30.3.13	県東地域医療構想調整会議（支部長 出席）
H30.3.13	県西地域医療構想調整会議（企画総務部長 出席）
H30.3.13	栃木県糖尿病重症化予防情報交換会
H30.3.14	とちぎヘルスケア産業推進懇談会（支部長 出席）
H30.3.16	第2回 栃木県保険者協議会
H30.3.20	社会保険協会理事会・評議会
H30.3.20	第91回運営委員会

H30.3.26 ～3.27	全国支部長会議
H30.4.17	栃木支部全体会議
H30.5.15	茨城支部との情報交換会
H30.5.23	第5回 協会けんぽ調査研究フォーラム
H30.5.28	第1回 宇都宮市地域・職域連携推進協議会
H30.6.7	栃木県保険者協議会
H30.6.8	宇都宮西社会保険委員会総会にて、健康経営について栃木支部長が講演
H30.6	宇都宮商工会議所の会報誌に、健康経営についての記事が掲載 ・支部長が取材を受け、栃木支部の健康経営普及の取組みについて掲載 ・健康経営優良法人2018（中小規模法人部門）に認定された栃木支部加入事業所への取材記事が掲載
H30.6.18	関東甲信越ブロック会議 ・インセンティブ制度への取組み状況及び制度の周知について ・各支部の広報の取組みについて
H30.6.21 ～6.29	平成30年度 社会保険事務説明会（7頁参照）

H30.6.26	栃木県がん対策推進協議会（支部長 出席）
H30.6.28	健康長寿とちぎづくり推進県民会議総会（支部長 出席）
H30.6.29	第1回 栃木県医療介護総合確保推進協議会（支部長 出席）
H30.7.2	保険者機能強化に関する意見交換会
H30.7.10	第1回 県東地域医療構想調整会議（支部長 出席）
H30.7.11	第1回 栃木県県北健康福祉センター協議会 地域医療構想部会（企画総務部長 出席）
H30.7.19	平成30年度 第1回栃木支部評議会

平成29年度年金委員・健康保険委員合同研修会

【日時】	【場所】
2月 8日(木)14:00～	鹿沼商工会議所　大会議室
2月13日(火)14:00～	ベルヴィ宇都宮　シン(2階)
2月21日(水)14:00～	黒磯公民館　視聴覚室
2月22日(木)14:00～	日光市中央公民館　視聴覚室
2月23日(金)14:00～	那須野が原ハーモニーホール　交流ホール
3月 6日(火)14:00～	栃木県青年会館(コンセーレ)
3月15日(木)15:00～	サンプラザ　(1階 平安の間)

研修会の様子

【内容】

・日本年金機構「知っていると便利な年金給付のはなし（遺族）」
　「ねんきんネットの普及促進等」
・協会けんぽ　「知って得する給付のポイント（健康保険の事務手続）」
　「協会けんぽと取り組む健康経営」
　「とちぎ健康経営宣言について」

【参加人数】 計296名

平成30年度社会保険事務説明会

【日時】	【場所】	【参加人数】
6月21日（木） 13:30～	高根沢町町民ホール	159
6月22日（金） 13:30～	那須塩原市黒磯文化会館 小ホール	94
6月25日（月） 14:00～	那須野が原ハーモニーホール 小ホール	184
6月26日（火） 9:50～	宇都宮市文化会館 大ホール	320
6月26日（火） 14:00～		291
6月27日（水） 9:30～	佐野市文化会館 大ホール	173
6月27日（水） 14:00～	足利市民プラザ 文化ホール	208
6月27日（水） 13:30～	真岡市民会館 小ホール	146
6月28日（木） 9:30～	小山市立文化センター 大ホール	154
6月28日（木） 14:00～	栃木市栃木文化会館 大ホール	195
6月28日（木） 13:30～	鹿沼市民文化センター 小ホール	177
6月29日（金） 13:30～	日光市中央公民館 中ホール	112

計 2,213 人

【内容】

・日本年金機構「算定基礎届事務について」
　　「年金給付事務について」
・協会けんぽ　「健康保険の事務について」
　　・傷病手当金、出産手当金
　　被扶養者再確認、保険証の回収、マイナンバー
　　・元気ニコニコ体操の実演
　　「とちぎ健康経営宣言等について」
　　・インセンティブ制度について

説明会の様子

支部長挨拶

事務説明（健康保険の事務）

元気ニコニコ体操実演

議題２．平成29年度決算報告について

（１）平成29年度協会けんぽ（医療分）の決算（見込み）

※別添資料（決算関係資料）参照

（２）平成29年度　栃木支部の収支状況（暫定）

【支部別収支作成の目的】

平成29年度の都道府県単位保険料率は、２年前（平成27年度）の医療費や総報酬額をもとに収支を見込んだうえで算定していることから、医療費等が料率算定時の見込みからどの程度乖離したのかを算出するために作成。

なお、乖離額（収支差）は２年後（平成31年度）の都道府県単位保険料率算定の際に清算する。

平成29年度の保険料算定時と決算時の見込みを比較

（単位：百万円）

			平成29年度 料率算定時（見込）	平成29年度 決算（見込）	差額
収入	保険料収入		118,401	118,194	▲207
	その他収入		203	171	▲32
	計		118,605	①118,365	▲240
支出	医療給付費（国庫補助を除く）（調整後）		61,498	60,183	▲1,315
		医療給付費	60,508	60,059	▲449
		年齢調整額	66	▲ 228	▲294
		所得調整額	266	▲ 213	▲479
		激変緩和	658	565	▲93
	現金給付費等（国庫補助を除く）		5,377	5,253	▲124
	前期高齢者納付金等（国庫補助を除く）		44,844	44,425	▲419
	業務経費（国庫補助を除く）		1,821	1,544	▲277
	一般管理費（国庫補助を除く）		633	479	▲154
	その他支出		944	380	▲564
	平成27年度の収支差の清算		166	166	0
	特別計上分（業務経費の別掲）		0	0	0
	計		115,283	②112,431	▲2,852
単年度収支差（①－②）			0	5,935	
収支差内訳	全国平均分（全国の収支差を按分）		0	6,062	
	地域差分		0	▲ 128	

栃木支部の単年度収支差5,935百万円が全国の収支差を按分した6,062百万円に満たなかったことから、不足する128百万円を平成31年度保険料率を設定する際に調整する。➡ 保険料率換算（＋0.01%）

議題３．平成29年度事業実施報告について

○平成29年度栃木支部事業計画の実施報告

事業運営の基本方針	協会けんぽの事業計画基本方針を踏まえ、「栃木県医療費適正化計画（第Ⅱ期）」に基づき、「とちぎ健康21プラン（第2期）」との調和を図りながら、「健康長寿とちぎづくり推進条例」に基づき設立された「健康長寿とちぎづくり推進県民会議」の幹事団体として、積極的に地域の保険者としての役割を実践する。	
	事業計画	実施状況
Ⅰ 保険運営の企画	１．保険者機能の発揮による総合的な取り組みの推進 「保険者機能強化アクションプラン（第３期）」に基づき、今後、保険者として実現すべき目標「医療等の質の効率性の向上」、「加入者の健康度を高めること」、「医療費等の適正化」それぞれの目指すべき姿に向けて、加入者及び事業主に対してあるいは地域の医療提供体制に対して、協会から直接的に働きかけを行う業務を更に強化する。 (1)データ及び加入者意見の収集・分析 (2)「データヘルス計画」の確実な実施 (3)地域医療のあり方に対する必要な意見発信 (4)保険者機能の発揮に向けた他支部との情報交換 (5)サービス向上を含む適正な給付業務の推進 (6)効果的なレセプト点検の推進 (7)健康保険給付の審査強化	１．保険者機能の発揮による総合的な取り組みの推進 具体的施策については、２．以降に記載

Ⅰ 保険運営の企画	**２．健康経営普及事業の推進** 県内中小企業への健康経営普及事業を継続実施する。また、事業所が「健康経営」の取り組むことを社内外に表明する「健康宣言」事業所の拡大を推進する。 【具体的事項】 (1)「健康諸表」を活用した事業所への啓発活動 ①健康格付型バランスシート（HCSヘルシーズ）による見える化により分かりやすく丁寧な広報を行い、協定・覚書を取り交わしている関係団体との連携を主としながら、コラボヘルスによる県民運動的な推進を図る。 ②健康格付型バランスシート（HCSヘルシーズ）の改良やマニュアル類の整備を行う。 ③事業所の健康状態の現状や取り組み状況を評価した「健康諸表」を事業所の取り組み段階に応じて提供し、健康経営の普及啓発を行い、さらに健康宣言へとつなげる。 ④健康宣言後事業所の取り組みのサポートを行い。1年間の取り組み実施後、評価指標となる「PL型健康度判定表」を提供する。判定結果に基づき、次の1年間の取り組みを決定するとともに、優秀な事業所には経済産業省の「健康経営優良法人認定制度」へのエントリーを促す。 (2)関係団体等との協力・連携（コラボヘルス） ①行政や関係団体等と連携し、健康経営普及に向けたセミナー等を実施。 ②マスコミへの情報提供により、各種メディアを通じた普及啓発を行う。 ③協定・覚書を新たな団体と結ぶなど、連携先の拡大を図る。 (3)共通の評価指標を活用し、民間事業者が提供する「インセンティブ」を加入事業所・加入者が利用することができる仕組みを検討する。	**２．健康経営普及事業の推進** ●健康宣言事業所数　167事業所（3月末現在） ・文書勧奨後の電話勧奨事業（健康保険委員登録勧奨含む） ＜事業期間＞　1月31日～3月28日 ＜対象＞　3,079事業所 ＜登録事業所数＞43事業所　1.4% ●健康格付型バランスシート提供 1,502事業所（3月末現在） 内訳：郵送1,099社、訪問（保健指導等）403社 ●職場体操DVD配付枚数 支部作成以降累計612枚（3月末現在） ●第4回協会けんぽ調査研究フォーラム　5月31日 パネルディスカッション：発表者支部長 「健康諸表を活用した健康経営度の測定について」 ●PL型健康度判定表提供　11事業所（3月末現在） ●健康経営の普及啓発の事業所訪問　のべ36事業所（3月末現在） ●健康経営優良法人 4月28日　2017追加募集案内　849事業所 6月 6日　追加募集説明会開催　支部会議室　追加認定9事業所 11月10日 2018募集案内　418事業所　認定27事業所 ●健康経営セミナー、説明会等 29年 6月9日　宇都宮西社会保険委員会 6月2日・7月7日　鹿沼商工会議所 6月22日～28日　社会保険事務説明会　12回 7月11日・10月31日　東京海上日動火災保険株式会社栃木支店 10月11日　宇都宮商工会議所 30年 3月2日　宇都宮東社会保険委員会 2月8日～3月15日　年金委員・健康保険委員合同研修会　7回 ●あしぎん経済月報　3月号掲載 「なぜ、いま、健康経営なのか」支部長 ●広報、プレスリリース 支部広報回数　31回　　新聞等掲載回数　11回（3月末現在） ●覚書・協定締結関係機関数　16機関（3月末現在） 11月29日　健康保持・増進及び働き方改革にかかる連携に関する協定 5団体：栃木県、栃木県信用保証協会、全国健康保険協会栃木支部、健康保険組合連合会栃木連合会、厚生労働省栃木労働局 ●インセンティブ「保証料率割引制度」 29年 12月1日　「健康・働き方応援保証“はつらつ”」 30年　4月1日　中小企業特定社債保証「企業発達応援型」

Ⅰ 保険運営の企画	**３．平成30年度に向けた意見発信** 平成30年度に実施される第７次医療計画、第７期介護保険事業（支援）計画、第３期医療費適正化計画、診療報酬・介護報酬の同時改定、国民健康保険制度改革（都道府県による財政運営等）について、加入者・事業主を代表した立場で関与し、他の保険者と連携しながら、平成30年度以降のあるべき姿も見据えた意見発信や働きかけを行う。 【具体的事項】 (1)審議会等への参画及び意見発信 ①県の政策関係部局をはじめ、地方公共団体に対し他の医療保険者と連携して提言を行う。 ②医療審議会、医療介護総合確保推進協議会、地域医療構想調整会議、医療費適正化計画協議会や国民健康保険運営協議会において、地域医療政策の立案に積極的に参加し、協会の意見を発信していく。 ③意見発信に当たっては、協会が収集・分析したデータを活用し、協会の財政基盤強化の視点、給付の重点化・制度運営の効率化の視点、適切に保険料が医療・介護の質の向上に活用されるような視点で意見を述べる。 (2)協定に基づく連携の強化 ①県や医療関係団体（医師会等）等の協定締結機関と共同して加入者の健康増進や医療費の適正化、各種広報など連携の推進を図る。	**３．平成30年度に向けた意見発信** 〈支部長、企画総務部長出席審議会等の主な出席と意見〉 ●栃木県医療介護総合確保推進協議会　委員就任 栃木県医療介護総合確保推進協議会、栃木県保健医療計画策定部会 6/19、10/13、10/27、12/20、12/25、3/5 ・人材確保が急務であるが、限られた人材で効果を出すため、医療介護の連携が不可欠。医療介護の関係者が連携を密にし、多くの課題に対応することが必要。実現していくため、県のリーダーシップが必要。 ・少子高齢化が進む中、保健・介護・福祉が連携し、県民が質の高い医療を効率的に受けられるために、保健医療７期計画が策定された。協会けんぽも保険者として、県の支援を得ながら、特定健診・特定保健指導の実施率向上、健診・レセプト分析等で、効果的な保健事業を取り組んでいきたい。 ●地域医療構想調整会議 8/1県西、9/26県東、11/8県北、3/9宇都宮、3/13県東、県西 ・地域医療構想の必要病床数については、エビデンスに基づいた、誰もが納得できる検討が再度必要でないか。 ・地域医療構想を進めていくためには、医療・介護・在宅等関係機関の協力が不可欠となるので、県が調整役となって、課題解決に努めてほしい。 ●6月27日　健康長寿とちぎづくり推進県民会議総会 ●8月 8日　第1回とちぎ健康21プラン推進協議会 ●9月 6日　栃木県糖尿病予防推進協議会 ●30年1月15日　栃木県医療審議会 ●3月12日　栃木県医療費適正化計画協議会 ●健康経営セミナー 6月2日・7月7日　鹿沼商工会議所 7月11日・10月31日　東京海上日動火災保険株式会社栃木支店 10月11日　宇都宮商工会議所

Ⅰ 保険運営の企画	**４．地域の実情に応じた医療費適正化の総合的対策** レセプト点検、ジェネリック医薬品の使用促進、現金給付の審査強化等の医療費適正化施策を更に推進する。また、「データヘルス計画」の確実な実施を図るとともに、医療費適正化のための総合的な対策を県・市町や他の保険者と連携し積極的に立案・実施していく。 【具体的事項】 (1)現金給付の審査強化 ①協会けんぽに付与された事業主への調査権を必要に応じて活用し、年金事務所と連携しながら現金給付の審査強化を図る。 (2)医療機関における資格確認事業 ①参加医療機関における利用件数の拡大を図るため、訪問による利用勧奨を行い、無資格受診の減少に努める。	**４．地域の実情に応じた医療費適正化の総合的対策** ●保険給付適正化プロジェクト会議において立入検査の必要性が認められた案件については、速やかに関東信越厚生局に対し立入検査の認可申請をし、立入検査を実施した。 認可申請件数　13件 立入検査件数　13件（傷病手当金疑義10件、出産手当金疑義3件） ●医療機関における資格確認業務（オンライン資格確認サービス） 覚書締結済医療機関数　507件 ＜医師会訪問＞8月 医療機関のサービス利用状況資料を持参 利用状況報告及び利用推進依頼 ＜文書勧奨＞6月2日　509件 利用促進のための未利用機関に対する勧奨を実施 →利用率　勧奨前29年5月8.4%から、勧奨後6月25.1%へ上昇
	５．ジェネリック医薬品（後発医薬品）の更なる使用促進 加入者が安心してジェネリック医薬品を使用できるよう、加入者の視点から広報の推進を図る。また、ジェネリック医薬品に切り替えた場合の自己負担額の軽減効果を通知するサービスの実施等による使用促進効果を更に着実なものとするよう、地域の実情に応じてきめ細かな方策を進める。 【具体的事項】 (1)更なる使用促進への環境整備 ①「栃木県後発医薬品安心使用促進協議会」への参画に向け、栃木県等の関係団体への働きかけを行う。 (2)広報の実施 ①「栃木県後発医薬品安心使用促進協議会」及び「栃木県保険者協議会」「栃木県薬剤師会」等関係団体との連携による広報を実施する。 ②セミナー開催等、地域における積極的な啓発活動を実施する。 (3)「ジェネリック医薬品希望シール」の配布 ①各種研修会やセミナー等で配布する。 ②商工団体等への設置を依頼する。 (4)医療機関や調剤薬局への効果的な事業展開 ①GIS（地理情報システム）等を活用し、ジェネリック医薬品使用割合等のデータを用い、医療機関別の切り替え率等見える化し、医療機関等へ文書勧奨・訪問による働きかけを行う。	**５．ジェネリック医薬品（後発医薬品）の更なる使用促進** ●栃木県薬剤師会と連名の「お薬手帳カバー」の配付 30年3月～　宇都宮市内の182薬局で3,000部を配付 ●「ジェネリック医薬品セミナー」の開催 1月31日　主催：栃木支部、栃木県薬剤師会 後援：栃木県、宇都宮市 参加者数：32人 ●「ジェネリック医薬品希望シール」の配付 健康経営普及啓発のため訪問した事業所　のべ36事業所 社会保険事務説明会、新規適用事業所説明会、健康経営セミナー 年金・健康保険委員合同研修会　合計22回 ●ジェネリック医薬品自己負担軽減通知を送付。 ・1回目（29年8月）　53,135件発送　切り替え率28.4% ・2回目（30年2月）　50,279件発送　本部集計中 ●情報提供ツール等の活用 栃木県医師会に情報提供ツールを活用し公的医療機関に訪問説明することの了承を得た。また、11病院を選定し、30年3月から訪問を開始した。 栃木県薬剤師会と開催したジェネリック医薬品セミナーにおいて、GISを活用した資料により報告を行った。

Ⅰ 保険運営の企画	**６．地域医療への関与** 上記３．の「平成30年度に向けた意見発信」で掲げた事項のほか、県・市町が設置する健康づくりに関する検討会等に対して、加入者・事業主を代表する立場で関与し、他の保険者と連携しながら関係機関への働きかけや意見発信を行う。また、協会本部からの情報（意見発信等の方針等）を収集し意見発信する。 【具体的事項】 (1)とちぎ健康21プラン推進協議会や地域・職域推進協議会において、加入者・事業主の立場に立った意見発信や共同事業の提案 (2)地域医療構想における二次医療圏ごとの疾病別流入流出状況のデータ分析の経年調査の実施	**６．地域医療への関与** ●27年度策定された「栃木県地域医療構想」の進捗管理等を目的とした「栃木県医療介護総合確保推進協議会」が発足し、支部長が委員就任。 ・6月19日　平成29年度第1回栃木県医療介護総合確保推進協議会 ●とちぎ健康21プラン推進協議会や地域・職域推進協議会 6月27日　健康長寿とちぎづくり推進県民会議総会 8月 8日　第1回とちぎ健康21プラン推進協議会 2月14日　第2回とちぎ健康21プラン推進協議会 健康長寿とちぎづくり推進県民会議幹事会 地域・職域推進協議会 宇都宮市：7/31第1回　1/17第2回　※企画総務部長が副会長に就任 宇都宮市ワーキング：9/25第1回、11/27第2回、3/15第3回 宇都宮市地域職域連携推進協議会健康づくりセミナー：2/1 ●二次医療圏ごとの疾病別流入流出状況のデータ分析の経年調査の実施には至らなかった。
	７．調査研究の推進 医療等の質、地域の医療費、健診データ、加入者・患者からの考えを収集・分析する。 【具体的事項】 (1) 協会が保有するレセプト・健診・保健指導データを最大限に活用した医療費分析の実施 ①GIS（地理情報システム）を活用した、可視化した分析結果の提供を行う。 (2)県及び他の医療保険者との医療費情報等の分析 ①保険者協議会における医療及び健診データの共同分析を実施する。	**７．調査研究の推進** ●レセプト・健診・保健指導データを活用した健康格付型バランスシートの栃木支部加入事業所への提供を実施。 ●第4回協会けんぽ調査研究フォーラムにて支部長がパネリストとして情報発信。 ジェネリック医薬品セミナーにおける、GISを活用し郡市ごと利用率を可視化した資料を作成。 ●保険者協議会における構成医療保険者の特定健診データ分析 県内44のうち42医療保険者の平成26年度特定健診結果データ分析 →30年3月報告書完成。

Ⅰ 保険運営の企画	**８．広報の推進** 保健事業や医療費適正化など保険者機能を発揮した協会の取組みについて、加入者・事業主や関係機関等、更には県民全体に広く理解いただくため、積極的な情報発信を行う。 【具体的事項】 (1)定期的かつ、加入者の視点に立った情報の発信 ①定期広報紙による広報を実施する。 ②ホームページ、メールマガジンやモバイルサイトの整理・充実を図る。 ③メールマガジンの登録件数の拡大を図る。 ④封筒裏面を活用した広報を実施する。 ⑤救急医療をはじめ、地域の医療資源が公共性を有し、かつ有限であることについて、医療の受け手であり、支え手でもある加入者の意識が高まるよう、県、医療関係者とともに広報に努める。 (2)県、市町、関係団体との連携による広報および、テレビ・ラジオ・新聞・雑誌などメディアへの発信力強化 ①商工会議所等、関係団体の機関誌への広報記事定期掲載を促進する。 (3)分かりやすく、加入者に響く広報の実施 ①アンケートや研修会などの機会を通じ、加入者から直接意見を聞く取り組みを進め、いただいた意見を広報活動に反映させる。 ②年金事務所と連携した新規に社会保険へ加入した事業所向けの研修会を実施する。 ③関係団体等の開催する研修会等へ積極的に赴き、タイムリーな広報・啓発活動を実施する。	**８．広報の推進** ●広報委員会を毎月開催し、各グループの情報を共有して効果的な広報を実施。 ●支部独自のツールを活用し、タイムリーな情報や、効果的な広報の実施 ・とちぎテレビ「とちテレニュースＬＩＦＥ」内において、毎月第三木曜日に「協会けんぽインフォメーション」を放映。 ・健康保険委員向け機関誌「協会けんぽとちぎ」を毎月発行。 ・毎月年金機構にて適用事業所あて送付している納入告知書に、協会けんぽで作成したチラシを同封。 ・協会ホームページの支部ページにとちぎ健康経営宣言事業所を掲載するなど、健康経営普及の充実を図った。 ・メールマガジン　新規登録件数299件　達成率142.4%（3月末現在） ●メディアを通じた発信 ・ 5月19日　日本経済新聞「健康経営／健康格付型バランスシート」 ・ 6月21日　日本経済新聞「健康経営普及状況／事業所実践事例」 ・ 7月 1日　下野新聞　「健康経営／健康格付型バランスシート」 ・ 7月 8日　下野新聞　「健康経営／健康経営優良法人事業所事例」 ・ 8月24日　日本経済新聞「健康経営優良法人認定制度（追加認定）」 ・ 9月12日　下野新聞　「健康経営／新支部長就任」 ・ 9月22日　日本経済新聞「健康経営／新支部長就任」 ・11月30日　日本経済新聞「健康経営／連携協定・信用保証料率」 ・11月30日　下野新聞　「健康経営／連携協定・信用保証料率」 ・11月30日　朝日新聞　「健康経営／連携協定・信用保証料率」 ・12月 4日　読売新聞　「健康経営／連携協定・信用保証料率」 ・あしぎん経済月報　3月号掲載 「なぜ、いま、健康経営なのか」支部長 調査レポート「今、求められる健康経営」 ・鹿沼商工会議所の機関紙「会議所ニュースかぬま」定期コラム 6月号　「とちぎ健康経営宣言スタート」 7月号　「とちぎ健康経営宣言」続々と宣言中！ 9月号　協会けんぽ健康経営の取り組みについて 定期コラム「からだにいいこと発見！！」

Ⅰ 保険運営の企画	**９．健康保険委員の活動強化と委嘱者数拡大** 健康保険委員には、健康保険に関する事業主・加入者からの相談への対応や、健康保険事業への意見発信などの健康保険事業の推進に必要な活動を行っていただいているが、より一層の活動強化を図るため、研修や広報活動等を通じ、健康保険事業に対する理解の促進等の支援を行う。 【具体的事項】 (1)健康保険委員活動の強化 ①健康保険委員向け定期広報誌を作成し送付する。 ②年金機構と連携し年金委員・健康保険委員の合同研修会を開催する。 (2)健康保険委員委嘱者数の更なる拡大 ①新規適用事業所への通知及び電話による勧奨。 ②一定規模以上の事業所への通知および電話による勧奨。 ③特定保健指導訪問時の勧奨。 ④年金委員のみの委嘱事業所への通知および電話による勧奨。 ⑤健康格付型バランスシート提供事業所及び職場体操DVD提供事業所への勧奨。	**９．健康保険委員の活動強化と委嘱者数拡大** ●活動強化 ・「協会けんぽとちぎ」毎月発行 ・社会保険事務説明会 6月22日から6月28日　11会場　参加者数1,918人 ・年金委員・健康保険委員功労者表彰式及び合同研修会 11月17日　ベルヴィ宇都宮 理事長表彰3名、支部長表彰9名　参加者数200人 ・年金委員・健康保険委員合同研修会 2月8日から3月15日　7会場　参加者数296人 ●健康保険委員委嘱者数の拡大　1,834人（3月末現在） ・日本年金機構の新規適用事業所説明会で募集チラシ配布。9回 ・支部ホームページに、健康保険委員募集を掲載。 ・健康保険委員解嘱時に電話で後任委員推薦依頼。 ・バランスシート提供の事業所訪問時に事業所担当者に勧奨。 ・特定保健指導の事業所訪問時に事業所担当者に勧奨。 ・健康経営優良法人認定制度2017追加募集案内文書チラシ同封。 ・文書勧奨後の電話勧奨事業（とちぎ健康経営宣言勧奨含む） ＜事業期間＞　1月31日～3月28日 ＜対象＞　3,079事業所 ＜登録事業所数＞174事業所　5.7%（207人）
Ⅱ 健康保険給付等	**１．サービス向上のための取り組み** 【具体的事項】 (1)加入者等のご意見や苦情等について、迅速かつ正確に支部内で共有化し、さらなるサービスの改善に結びつける。また、お客様満足度調査や窓口アンケートの結果を基に、創意工夫したサービスの改善に取り組む。	**１．サービス向上のための取り組み** ●お客様からのご意見等は、朝礼で全職員に情報の共有化を図った。また、お客様満足度向上のため取り組みとして「電話対応チェックシート」を毎月実施し、チェックシートの結果は上司からフィードバックするとともに、電話対応サービス向上のため、朝礼時サービス用語の唱和を実施するとともに、改善ポイントについて周知した。

Ⅱ 健康保険給付等	(2)傷病手当金等の現金給付の支給決定については、サービススタンダード（10営業日）を定め、適切に管理し、正確かつ着実な支給を行う。なお、今年度についても、平成22年5月から継続中のサービススタンダード100%を厳守する。	●平成22年5月からサービススタンダード達成率100%を継続している。
	(3)教育研修の実施等を通じて、加入者本位の理念について職員への一層の徹底を図るとともに、お客様に対する接遇の向上を図るなど、お客様の満足度を高める。 ①教育研修等への参加および支部内研修を実施する。	●朝礼時において、お客様の立場に立っての親身な接遇を実践すること繰り返し伝えることにより、お客様満足度の向上を図った。 電話対応時における言葉遣い・表現方法について、より適切なものとなるよう、指示・指導を行った。
	(4)申請書等の様式や記載要領、パンフレット等については、加入者等の立場からみてわかりやすく改善するとともに、手続きの簡素化を継続推進する。 ①「協会けんぽのしおり」等を各種研修会・社会保険事務説明会の際に資料として配布を行い、有効に活用する。	●7月26日、佐野商工会議所主催の会員を対象とした「社会保険実務講習会」に講師として職員を派遣し、協会けんぽの業務内容について研修を実施した。 また、社会保険事務説明会において、申請方法等の説明を行った。
	(5)郵送による申請を促進するため、わかりやすい記載要領の作成及び健康保険委員によるサポート等の環境整備を進め、HP・リーフレット等による広報を実施するほか、各種研修会等において周知を行う。 ①申請書類設置場所の担当者への研修の実施。 ②年金機構にかかわる各種届は、原則、高崎事務センターへ郵送することの周知をすることにより、相乗的に郵送化率の向上を図る。	●日本年金機構と連携し、郵送化率向上に向け、支部ホームページ・事務説明会・「社会保険とちぎ」等の広報 誌を活用し、事業所への周知を行った。
	(6)健康保険委員・社会保険事務説明会等の研修会を通じて、制度改正・保険給付手続き等の周知を図る。	●6月22日～6月28日に行われた、社会保険事務説明会において、健康保険給付等の実務研修を実施。（県内11会場、12回開催、出席：1,918名） 2月8日～3月15日に行われた、日本年金機構との委員合同研修会において健康保険給付等の実務研修を実施。（県内7会場、出席：296名）
	(7)任意継続被保険者保険料の納め忘れ防止のため、口座振替や前納の利用促進を積極的に広報する。また、インターネットを活用した医療費の情報提供サービスの利用促進を、更に行う。 ①インターネットを使用した医療費情報照会サービスの普及に向けての広報を実施する。	●任意継続被保険者への口座振替や前納の案内については、保険証送付時にパンフレットを同封し、引き続き利用促進を図った。
	(8)事務処理誤りの防止 ①発生原因や再発防止策について職員が深く理解し、同様の事務処理誤りを発生させない体制を構築する。 ②「事務処理誤り“ゼロ”月間」を設け、事務処理誤り発生防止に向け、職員の意識を高める。	●事務処理誤りは発生していない。日々事務処理誤りが起きないよう、統一的処理ルール（業務マニュアルや事務処理手順書等）を遵守・徹底した。

Ⅱ 健康保険給付等	**2.限度額適用認定証の利用促進** 【具体的事項】 (1)限度額適用認定証の利用により加入者の医療費負担が軽減されるため、事業主や健康保険委員等に対してチラシやリーフレットによる広報を実施するとともに、引き続き医療機関窓口に限度額適用認定申請書を配置し利用促進を図る。 (2)高額療養費の未申請者に対して、あらかじめ申請内容を印字した高額療養費支給申請書を送付し、申請を勧奨する。	**2．限度額適用認定証の利用促進** ●限度額適用認定証の利用促進について、各事業所へのチラシ送付のほか、社会保険事務説明会において周知した。また、更なる利用促進を図るべく、申請書の医療機関窓口への設置について、栃木県病院協会を通じて利用促進依頼を行った。 業務効率化推進委員会の提言を基に作成したリーフレットを活用し医療機関訪問を行い、利用促進を行った。 ●高額療養費未申請者へのターンアラウンドについては、毎月診療月から６か月で送付した。
	3．窓口サービスの展開 【具体的事項】 (1)各種申請等の受付や相談等の窓口については、地域の実情を踏まえ、効率的かつ効果的に窓口サービスを提供する。 (2)年金事務所窓口体制の見直しに当たっては、地域の特性・利用状況等を考慮のうえ、サービスの低下とならないように配慮する。 (3)窓口職員に対し、実務研修を実施する。	**3．窓口サービスの展開** ●窓口サービスの統一化を図るため、窓口担当者へ業務毎のスケジュールに応じ、文書の配布、内容・注意事項を指導した。 ●お客様満足度向上のため、支部内研修や日々の朝礼を通して、窓口職員にお客様の立場に立った接遇を意識するよう指導した。 ●支部窓口に出張の際、実務研修を実施した。
	4．被扶養者資格の再確認 【具体的事項】 (1)高齢者医療費に係る拠出金等の適正化及び被扶養者に該当しない者による無資格受診の防止を目的として、被扶養者資格の再確認を日本年金機構との連携のもと、事業主の協力を得つつ、的確に行っていく。 (2)被扶養者資格再確認について、保険料負担の軽減につながる大変重要な事務であることを、研修会や各種広報を活用し加入者及び事業主に周知を図る。 (3)提出された被扶養者異動届については、高齢者医療費に係る拠出金の算定方法が、毎月の加入者（被保険者＋被扶養者）の人数等に応じて算出されていることから、速やかに確認を行い、年金機構に引き継ぎを行う。	**4．被扶養者資格の再確認** ●５月から８月にかけて、被扶養者の削除漏れを重点に確認した。 対象事業所数　17,785件　　受付事業所数　14,833件 回収率　86.44%　　異動届削除者数　952名 （28年度回収率　83.69%） ●社会保険事務説明会や広報誌の送付時など、機会ある都度漏れなく周知を図った。また、大規模事業所に対し、情報提供サービスの利用の有無に関わらず、紙媒体や希望により磁気媒体での提出案内を実施した。 ●提出された届書を確認し、不備等があるものは事業所あて返戻し、それ以外については、速やかに日本年金機構に送付した。

Ⅱ 健康保険給付等	**５．柔道整復施術療養費の照会業務の強化** 【具体的事項】 (1)柔道整復施術療養費の適正化のため、多部位（施術箇所が３部位以上）かつ頻回（施術日数が月に15日以上）の申請について、加入者に対する文書照会を強化する。また、照会時にパンフレットを同封し、柔道整復についての正しい知識を普及させるための広報を行い、適正受診の促進を図る。 (2)回答の結果、請求内容が疑わしいものについて、必要に応じ施術者や保険給付を受けた者等に対し照会等を行う。 (3)支部に設置している給付適正化プロジェクトチーム会議が主体となって、照会業務の進捗管理、強化計画及び対応について協議検討を行い、具体策の指示をする。 (4)柔整、あんま、マッサージ等の施術に関わる療養費の支給について適切な利用が図られるよう、啓発を図る。	**５．柔道整復施術療養費等の照会業務・適正支給の啓発の強化** ●柔道整復施術療養費について、多部位かつ頻回受診の患者を中心に毎月文書照会を実施した。（照会件数 4,131件　照会率　135.2%） 照会の結果、不正請求の疑いがあるものについて、給付適正化PT会議を経て、厚生局へ情報提供を実施した。（1件） ●請求内容に疑義がある施術者に対し、注意喚起の文書を送付した。 送付件数：のべ21件（H29.4～H30.3） 今後も継続して実施予定。 ●広報誌により、適切な利用の啓発を図った。
	６．傷病手当金・出産手当金の審査の強化 【具体的事項】 (1)保険給付適正化のため、傷病手当金・出産手当金の申請のうち標準報酬月額が83万円以上であるものについて、重点的に審査を行う。 (2)審査で疑義が生じたものは、支部に設置している保険給付適正化プロジェクトチーム会議において支給の適否を判断するとともに、必要に応じ事業所への立入検査を実施し、不正請求を防止する。 (3)本部から提供される支払済データに基づき、不正請求が疑われる事案については支部全体で対応するとともに、速やかに厚生局に対し立入検査の承認申請を行い、日本年金機構と連携し、調査及び審査に取り組む。また、必要に応じて厚生局に情報提供する。 (4)加入者に対し、適正な申請の促進を図るための周知を行う。	**６．傷病手当金・出産手当金不正請求の防止** ●毎月の保険給付適正化プロジェクト会議において、不正受給が疑われる案件（資格取得直後・高報酬）について協議を実施した。 ●上記の同会議における立入検査の必要性が認められた案件についは、立入検査を実施した。 立入検査件数：13件 実績：1件（報酬訂正　効果額：542,360円） ●社会保険事務説明会において、適正な申請の促進を図るため周知を行った。
	７．海外療養費支給申請における重点審査 【具体的事項】 (1)海外療養費の審査・支給事務については、平成28年10月から神奈川支部に集約されたことから、申請書を受け付けた際には、速やかに回付する。	**７．海外療養費支給申請における重点審査** ●当支部において14件申請書を受け付けたが、速やかに神奈川支部に送付した。

全国健康保険協会 栃木支部
協会けんぽ

Ⅱ 健康保険給付等

８．効果的なレセプト点検の推進

診療報酬が正しく請求されているか確認を行うとともに医療費の適正化を図るために資格・外傷・内容点検の各点検を実施する。特に内容点検は、支払基金の一次審査と併せて医療費の適正化を進めているが、協会においては、点検効果向上計画を引き続き策定・実施し、点検効果額の向上を目指す。

【具体的事項】

(1) レセプト点検全般として、効果的な点検を実施するため、システムの機能を十分に活用し、本部の方針に基づいた点検業務を引き続き充実強化する。そのためには、レセプト点検推進会議のＰＤＣＡ強化により、点検効果向上化計画を引き続き策定実施し、職員、点検員全員が数値目標を共有し、スケジュール管理、進捗管理を行いながら、点検体制の強化に努める。

(2) 資格点検については、資格点検エラーレセプトについて、医療機関照会実施後、返戻・返納決議等事務処理の早期処理を目指す。

(3) 外傷点検については、
①関係機関との連携を強化するとともに、負傷者に自主的に負傷原因届を提出してもらえるように引き続き加入者の啓蒙を行う。
②医療機関に配布した啓蒙ポスターの効果や第三者行為届の利用状況等も確認しながら、更なる環境整備を図る。
③システムを活用した事跡確認等による求償事務の適切な進捗管理を実施するとともに、損保会社に対する債権に関しては収納状況を常に確認し早期収納に向けた進捗管理・回収を実施する。

(4) 内容点検については、システムを活用した点検を徹底（自動点検機能の効果的活用、汎用任意抽出機能のテンプレート管理）するとともに、査定事例の集約、共有化、研修の実施、研修受講後の伝達等により、点検員のスキルアップを図るとともに、再審査結果の分析を強化し、診療内容等査定効果額を更に引き上げる。また、点検員の勤務成績に応じた評価を行う。

(5) レセプト内容点検業務の一部外注化（平成29年1月から12月までの12か月間）については、競争性を十分意識し点検業者のノウハウを取得し活用することにより、点検業務の質の向上を図り、点検効果額の引き上げに努める。

８．効果的なレセプト点検の推進

●毎月、資格・外傷・内容点検のスケジュールを策定し、進捗状況の管理を行って、システムを活用した各点検を実施している。
内容点検においては、毎月、レセプト効果推進会議を開催し、行動計画の進捗管理、施策の実施状況の確認、課題の抽出と解決策について議論して、目標達成に向けた改善に努めている。

●資格点検・外傷点検については、審査事務手順書が策定されて、統一した事務処理を実施し、支部で作成したツールを活用した事務の効率化を図っている。

●内容点検については、点検効果向上に向けて、自動点検マスタの精査およびメンテナンス体制の確立等、システムを活用した点検手法等の強化を行い、また、レセプト点検員の本部研修に参加し、近隣支部との勉強会を実施してスキルアップを図った。

【研修会の実施】
本部主催の研修を6月22・23日（歯科）、8月3・4日（医科）に参加。
参加した点検員が、支部で伝達研修を行い、点検員全員で情報共有した。
近隣支部との勉強会　9月26日、関東甲信越支部歯科点検員合同研修会。
3月9日、栃木、埼玉、群馬支部合同勉強会（医科・調剤）実施。
平成30年度診療報酬改定厚生局説明会（3月22日、23日、26日）出席。

【支払基金との協議強化】
医科については毎月、歯科については四半期毎、支払基金との定例打合せを当支部で開催し、疑義案件を提出して説明を求めている。

●内容点検外注化については、点検業者の結果を参考に点検員のスキルアップに役立てている。

【レセプト点検効果額】（加入者一人あたりの効果額）　　年度計

	栃木支部		全国	
	平成29年度	平成28年度	平成29年度	平成28年度
資格点検	1,296円	1,235円	1,263円	1,267円
外傷点検	131円	257円	221円	217円
内容点検	190円	230円	144円	143円

Ⅱ 健康保険給付等	**９．資格喪失後受診等による債権の発生防止のための保険証の回収強化** 【具体的事項】 (1) 資格喪失後受診等による返納金債権の発生防止のため、資格を喪失した加入者の保険証の回収については、一般被保険者分の初回催告を日本年機構が実施しているが、日本年金機構の催告で回収できなかった一般被保険者分や協会で回収を行う任意継続被保険者分に対し、協会は文書や電話による催告を早期に実施する。さらに、訪問を取り混ぜた催告を積極的に行い、保険証の回収を強化する。また、保険証回収業務の外部委託の実施の拡大を図る。 (2) 事業主や加入者に対しては、資格喪失後（または被扶養者削除後）は保険証を確実に返却していただくよう、チラシやポスターなどの広報媒体や健康保険委員研修会、社会保険事務説明会等を通じ周知を行う。 (3) 日本年金機構との事務連絡協議会で、現状の確認や回収率向上の依頼を引き続き行う。 (4) 社会保険労務士へ保険証の早期回収依頼を引き続き行う。	**９．資格喪失後受診等による債権の発生防止のための被保険者証の回収強化** ●一般保険証（Ｈ29.4～Ｈ30.2） 回収対象枚数　回収枚数　回収率 78,291枚　76,272枚　97.42% 任意継続保険証（Ｈ29.4～Ｈ30.2） 回収対象枚数　回収枚数　回収率 2,180枚　1,956枚　89.72% 催告・訪問実績（Ｈ29.4～Ｈ30.3） 電話催告実績　78件　事業所訪問実績　508件 ●保険証未回収が複数ある事業所に対して、保険証回収依頼文書を送付した。（対象：410事業所） ●説明会等での周知 社会保険事務説明会：12回 事務連絡協議会：2回 栃木県社会保険労務士会：1回
	１０．積極的な債権管理・回収業務の推進 【具体的事項】 (1) 不適正に使用された医療費等を回収するため、返納金債権等については、早期回収に努め、文書催告のほか、電話や訪問による催告を行うとともに法的手続きによる回収を積極的に実施するなど債権回収の強化を図る。 (2) 資格喪失後受診による返納金債権については、国保保険者との保険者間調整のスキームを積極的に活用し、回収に努める。 (3) 交通事故等が原因の損害賠償金債権で損害保険加入者については、損害保険会社等に対し早期に折衝を図り、より確実な回収に努める。 (4) 傷害事故や自転車事故等での損害保険未加入者については、加害者本人に対し適正に請求する。 (5) 債権管理回収会議の毎月定期的な開催と必要に応じた随時開催による着実な債権管理と確実な債権回収業務の強化を図る。	**１０．積極的な債権管理・回収業務の推進** ●返納金債権実績（Ｈ29.4～Ｈ30.3） 返納金現年度回収率（金額）　74.32% 返納金現年度文書一次催告（件数）　761件 電話催告（件数）　1,214件 ●保険者間調整収納実績（Ｈ29.4～Ｈ30.3） 収納額　9,806,043円　件数　84件 ●損害賠償金債権実績（Ｈ29.4～Ｈ30.3） 回収率 99.39% ●債権管理回収会議開催数（Ｈ29.4～Ｈ30.3） 12回

Ⅲ 保健事業	**データに基づいた保健事業の推進** 健診・保健指導結果やレセプトデータ、受診状況等の分析結果を活用して、事業所・加入者の特性や課題把握に努めるともに、システムの機能を最大限活用し、効率的かつ効果的な保健事業を推進する。 「データヘルス計画」については、第一期の最終年度であることから、これまでの各施策の進捗状況の確認及び結果の検証等、ＰＤＣＡを十分に意識して実行し、目標の達成に努める。また、これまでの経過検証と各情報の分析結果を基に、より支部の実態に即した第二期「データヘルス計画」を策定する。	**データに基づいた保健事業の推進** ●26年度から取り組んできた健康格付型バランスシートの提供により、事業所の健康経営への取り組むきっかけづくりから、今年度は健康宣言事業所並びに健康経営優良企業認定申請をする事業所が数多く出てきた。
	１.特定健康診査の推進及び事業者健診データの取得促進 【具体的事項】 (1)第二期計画の最終年度であることを踏まえ、特定健診受診率の向上に最大限努力する。 ①健診機関との連携を強化し、健診の受診から保健指導を受けるまでの一貫した体制の強化と拡大を行い、加入者の利便性の向上を図る。 ②健診が保健事業の起点であることを再認識し、効率的かつ効果的な健診データの取得を行うため、事業所規模、業態等の特性による受診状況や受診履歴の分析に基づき対象を選定しアプローチを行う。 ③健診機関等の関係機関との連携について、地域の特性に合わせた動機づけを強化し、受診勧奨を強化、加速化する。 ④健診の推進に向け、目標と進捗状況を本部・支部とで共有し、一体となって目標達成に向けて進捗管理を徹底する。 (2)被保険者の健診受診率向上に向けた施策を実施する。 ①未受診事業所には、これまでの通知・架電中心の勧奨に加え、外部委託（関係団体や健診実施機関等）を活用することで訪問による勧奨を強化する。 ②健康宣言などの事業所の健康づくりの入り口として健診を位置づけ、健康格付型バランスシートを活用して事業主の理解を深め、受診や事業者健診データの提供に結び付ける。 (3)被扶養者の健診受診率向上に向けた施策を実施する。 ①地方自治体との連携・協定の具体的事業として、市町村が行うがん検診との連携強化を徹底する。 ②連携が図れない地域については、協会主催の集団健診を実施するとともに、「オプショナル健診」や個人負担の検査項目の追加を提案するなど、加入者の特性やニーズに応え、受診者の増加を図る。	**１.特定健康診査の推進及び事業者健診データの取得促進** ●被扶養者の受診機会の拡大 ・健診実施機関と連携し、検診車または施設の空き状況を年度初めから把握。早い時期（６月）からオプショナル健診をスタート。上期で11会場、20回、下期で15会場、21回実施し、合計2,915人の受診者を確保。 （参考：H28年度 年間16会場、受診者1,838人） ●生活習慣病予防健診実施拡大 ・実施機関の確保：新規契約２機関（新小山市民病院、佐野中央病院） ・案内パンフレットの「見える化」 担当者の目にとまり、内容、健診機関が一目でわかる案内チラシを作成。 受診者では、28年度より約8,700人増加。 ・健診機関担当者説明会にて事業者健診から生活習慣病予防健診への切替勧奨を依頼。 ●事業者健診データ取得の拡大 ・データ提供同意事業所に対してのデータ作成を40カ所の契約実施機関に依頼。549社、8,049人のデータを取得。データ取得推進として1,000人以上のデータ提供機関については、上乗せ費用の支払を導入し、1機関は達成。 ●被扶養者への市町実施の集団健診の周知 ・県内全市町より被扶養者が受診できる集団健診の情報を入手し、市町別に集団健診日程一覧表を作成し、特定健診受診券送付と同時に郵送。 市町担当者と連携し、市町の問合せ窓口も併せて周知。

Ⅲ 保健事業	２．特定保健指導の推進	２．特定保健指導の推進
	【具体的事項】 (1)第二期計画の最終年度であることを踏まえ、特定保健指導実施率の向上に最大限努力する。 ①特定保健指導の利用機会の拡大を図るため、健診当日または事業所訪問により特定保健指導を行うことが可能な外部機関への委託を積極的に促進するとともに、保健指導実施計画の進捗状況を管理する。 ②被扶養者の特定保健指導については、被扶養者の利便性などに配慮し、身近な場所で保健指導を受けられる体制を整備する。 (2)健診データの分析結果から明らかになった保健指導の改善効果を事業主や保健指導対象者に示して、保健指導利用者の拡大を図る。 ①生活習慣病のリスクに応じた行動変容の状況や予防効果の検証結果に基づき、効果的な保健指導を実施する。 (3)業種・業態健診データの分析結果や協会保健師を対象に調査をした業種・業態別健康課題の特性、市町別健診データの分析結果を活用する。 ①事業主、商工会や業種団体、市町等と連携を進めて保健指導を推進する。 ②保健指導効果に関する要因分析の結果を活用し、保健指導者のスキルアップや介入方法について見直しを進める。 (4)「健康格付型バランスシート」等を事業所に提供し、「自社の健康度」をわかりやすく伝えることで、事業所・加入者との距離を縮め、事業主や加入者に健康の大切さを認識いただき、より多くの加入者が健診・保健指導を受けることができるよう働きかける。	●継続支援の中断率軽減の検討・改善 ・支部内研修の中で中断率改善するために、保健指導の手法、対象者への対応等について細かく見直し、事例検討やグループワークで細部まで検討を行った。結果、中断率が改善し、昨年度に比べ500人多い終了者となった。 ・評価終了者数（30.3月まで）：29年度2,994人、28年度2,214人 ●保健指導実施機関への初回面談当日実施の強化 ・健診当日での保健指導実施については、各機関の保健指導担当者に健診当日の初回面談実施を依頼。 29年度4～3月の評価終了者は、1,707人、28年度同時期603人に対し、約2.8倍となった。 ・新規保健指導実施機関については、健診当日保健指導実施となっている。 29年度保健指導契約機関17機関。 ●保健指導実施勧奨 ・健康格付型バランスシート提供、健康経営優良企業認定に係る事業所訪問の中で、保健指導の必要性等を説明し、実施に結びつけている。 ●特定保健指導の利用機会の促進 ・受診事業所すべてに案内通知送付 3,022社 ・事業所に対象者が1名以下の事業所へは、来所相談の案内を送付。 ●特定保健指導勧奨体制の確立 ・従来、訪問保健師等が行っていた保健指導利用勧奨を、支部職員に切替、訪問日数を確保。ただし、5/30付の個人情報保護法改正により個人情報利用に関する周知を実施することとなり、勧奨に時間がかかった。 ●血液検査による継続支援の途中評価 ・支援実施者が3ヶ月を経過した場合、血液検査での成果確認を促し、生活改善への取り組みのモチベーションアップを図っている。 29.4～30.3月46人実施（28年度は年間で57人）。

＜数値目標＞

（１）健診

		【目標】	【実績】	
○被保険者 対象者186,903人（40歳以上） ※29年度末対象者200,450人	・生活習慣病予防健診	実施率60%（112,412人）	実施率 58.6%（116,519人）	目標達成率 103.7%
	・事業者健診データ	取得率17%（31,774人）	取得率 6.3%（12,758人）	目標達成率 40.1%
○被扶養者 対象者56,829人 ※29年度末対象者57,990人	・特定健康診査	実施率28%（15,912人）	実施率 25.8%（14,959人）	目標達成率 94.0%

全国健康保険協会 栃木支部
協会けんぽ

Ⅲ 保健事業

（２）保健指導

【目標】			【実績】	
○被保険者 対象者28,783人 ※29年度末対象者 26,808人	・特定保健指導 （協会保健師実施分） （アウトソーシング）	実施率 19.4%（5,584人） 13.0%（3,742人） 6.4%（1,842人）	実施率 17.6%（4,701人） 11.2%（2,994人） 6.4%（1,707人）	目標達成率 84.2%
○被扶養者 対象者 1,330人 ※29年度末対象者1,418人	・特定健康診査	実施率 6.6 %（88人）	実施率 2.6%（41人）	目標達成率 47.7%

３．重症化予防対策の推進

【具体的事項】

(1) 生活習慣病の重症化を防ぎ、医療費適正化及びＱＯＬの維持を図るため、健診の結果、要治療域と判定されながら治療していない者に対して、確実に医療に繋げる取組みを進める。

①糖尿病性腎症患者の透析導入を防ぐために主治医の指示に基づき、保健指導を行う。

②未治療者（血圧・血糖検査）への受診勧奨（一次、二次勧奨）

(2) 栃木県糖尿病重症化予防推進協議会（以下、協議会）に被用者保険代表として参画し、意見発信を行うとともに、加入者に対する糖尿病治療の必要性に関する認識を深める。

(3) 栃木県医師会や健診実施機関と連携し、協議会で策定した糖尿病重症化予防プログラムに取り組める体制を構築し、プログラムに基づき円滑な予防事業を実施する。

＜ハイリスクアプローチ＞

糖尿病の予防啓発が必要と判断したものに実施。

＜ポピュレーションアプローチ＞

情報提供該当者に対し案内を送付し、糖尿病啓発セミナーを開催し、参加者に対してアンケート調査を実施する。

３．重症化予防対策の推進

(1) 生活習慣病の重症化を防ぎ、医療費適正化及びＱＯＬの維持を図るため健診の結果、要治療域と判定されながら治療していない者に対して、確実に医療に繋げる取組みを進める。

①腎症予防の保健指導は、宇都宮市、専門医との連携を取り、事業実施を試みたが、保健指導は未実施。医師会との調整、保健指導実施の流れ等の課題については30年度で検討。

②未治療者への受診勧奨

・一次勧奨：高血圧者3,694人、高血糖者1,694人、両方該当318人
　二次勧奨：367人

(2) 栃木県糖尿病予防推進協議会：9/6第23回 、11/6第24回（支部長出席）

(3) 栃木県糖尿病重症化プログラムの実践

・29年度から栃木県すべての保険者ができる内容から事業を実施。
　協会では糖尿病境界域者への情報提供として、6月から保健指導の際に県作成のチラシを配布し、勧奨を実施。また9月の健診機関説明会にて糖尿病境界域者へのチラシ配布を依頼。10月より健診結果に同封。
　　保健指導時1,544人、健診機関からの送付 14,700人
・要治療者への受診勧奨は、未治療者受診勧奨業務で実施。2,012人に通知送付。
・保健指導者の研修実施
　・6/13 埼玉支部主催の糖尿病予防セミナーに参加
　・支部内研修での糖尿病についての学習会開催（12/5）
・栃木県、保険者協議会との連携
　・埼玉県・埼玉支部開催の糖尿病予防セミナー参加を要請し、担当者出席。
　・30.2/16　栃木県糖尿病重症化予防ﾌﾟﾛｸﾞﾗﾑ研修開催 支部から4名参加。

全国健康保険協会 栃木支部
協会けんぽ

Ⅲ 保健事業	**4.事業主等の健康づくり意識の醸成を目指した取組み（コラボヘルス）** 「データヘルス計画」による協働事業や「健康宣言」事業を活用して、保健事業の実効性を高め、事業主を支援することで、従業員の健康の維持・増進に最大限努める。 【具体的事項】 (1)データヘルス計画 （上位目標）健康経営の普及啓発を推進し、健診受診率向上、保健指導の徹底によりメタボリックシンドローム該当者および予備軍該当者を25%減らす。 （下位目標）1.健康長寿とちぎづくり推進条例に基づき、地域・職域連携推進協議会、覚書締結の具体的な取り組みとして、県医師会、宇都宮市等と連携し、栃木県の健康課題の解決を目指す。 2.健康格付型Ｂ／Ｓを活用しながら加入事業所へ健康経営の普及を行い、健康宣言を促す。また、宣言内容を積極的に取り組む事業所を増加させる。 3.児童生徒等に健康づくりの大切さを学ぶ機会を設け、質の高い生活習慣の構築、意識啓蒙を図ることでメタボ関連リスクの少ない人が増える。 （具体策）1.医師会・行政等と連携した重症化予防啓発 2.健康課題改善事例の発信 3.健康宣言優良事業所表彰 4.児童・生徒・学生への健康づくり意識啓蒙 (2)職場におけるメンタルヘルス対策 ①保健師による事業所での集団学習や各種研修会の場での講話を行うなど、正しい知識の普及啓発を図る。 ②必要に応じ、産業保健総合支援センター等、専門の相談窓口の紹介を行う。 (3)受診勧奨対策 ①市町（国保）との合同健診・保健指導事業 ②健診実施機関による受診勧奨事業 ③事業者健診データ取得強化事業 ④生活習慣病予防健診・特定健診ＰＲ事業 (4)その他の保健事業 ①出前健康相談（イベント出展）を活用した脳卒中予防事業 ②モバイルサイトでの情報発信（栃の葉ヘルシーだより） ③事業所訪問による健康づくり事業の戦略構築のための分析事業 ④特定健診受診率アップのための調査分析事業	**4.事業主等の健康づくり意識の醸成を目指した取組み（コラボヘルス）** (1)データヘルス計画の推進 ・保健指導実施事業所や健康宣言事業所から健康経営優良企業認定制度への申請希望事業所への申請に向けての相談、支援の実施。 ・保健指導訪問時に「健康格付型バランスシート」を提供し、とちぎ健康宣言、健康づくりへの取り組みを促す。B/S提供394社。 (2)メンタルヘルス対策 ・栃木県産業保健推進センターより事業所へのメンタルヘルス対策の情報を入手し、保健指導時や問合せがあった時に案内チラシ等を提示し対応している。 (3)受診勧奨対策 ①宇都宮市との合同健診3回実施：8/29 24人、1/11 87人、2/15 55人受診。今年度は、矢板市とも合同健診を実施（2/4片岡公民館）25人受診。 ②健診実施機関から生活習慣病予防健診への切替の勧奨 ③事業者健診データ取得 ・データ提供同意事業所のうち、事業者健診実施の1,597社のデータ提供を順次、健診機関に依頼。上期では28年度受診者データの取得を優先して実施 2,000人取得。 ・9月末までにデータ作成の覚書を交わしている40機関の健診機関に延べ1,381社分のデータ作成を依頼。 ・健診推進として1,000件以上取得機関には、データ作成料を上乗せして支払う事業を実施。 ④生活習慣病予防健診・特定健診のＰＲ事業 ・納入告知書同封チラシ、協会けんぽとちぎ、社会保険とちぎ等への記事掲載、とちぎテレビによる勧奨実施。 ・被扶養者に対しては、県内全市町の集団健診の日程を受診券送付に併せて周知。 ・被扶養者への受診案内通知の送付：延75,119人 (4)その他保健事業 ①イベント出展による出前健康相談 10/1 うつのみや食育フェア（甘味飲料と味噌汁の試飲）850人参加 10/8 真岡木綿ふれあい祭り（健康相談、肌年齢想定）76人参加 11/18 栃木県農業まつり（保険者協議会保健活動部会事業として）121人参加 11/26 栃木市 市民健康まつり（肌年齢測定、元気ﾆｺﾆｺ体操指導）247人参加 ②メールマガジン、鹿沼商工会議所機関誌にて健康情報を発信。 ・メールマガジンでの健康コラム掲載（毎月） ・鹿沼商工会機関紙「鹿沼」への健康情報掲載 11回/年。

全国健康保険協会 栃木支部
協会けんぽ

Ⅲ 保健事業	**5.各種業務の展開** 【具体的事項】 (1)「健康づくり推進協議会」などの意見を聴取するとともに、パイロット事業や他支部における好事例の成果を迅速に展開・共有し、効果的な事業を実施する。 (2)地方自治体との連携については、覚書・協定の締結等に基づく、健康づくり事業を具現化するとともに、その事例を保険者協議会や地域・職域連携推進協議会等を通じて、行政機関や他保険者と共有し、連携事業への啓発活動強化と連携事業の拡大に積極的に取組む。 ①各種団体のイベント等への出前健康相談、ならびに共同での保健事業実施。 ②市町(国保医療課や健康増進課等)と連携し、丁寧な広報を実施するとともに、特定健康診査の受診率向上に向けた健診事業を推進する。 ③既に覚書・協定等を締結している関係団体と連携し、保健事業を実施するとともに、他の関係団体との連携拡大を図る。 ④健康長寿とちぎづくり推進県民会議における重点プロジェクトに基づいた事業を支部保健事業と連動して推進する。 ⑤県や市町との連携を強化し、行政（国、県、市町）の施策を活用し、加入者の疾病の予防や健康増進のための普及啓発を推進する。	**5.各種業務の展開** (1)健康づくり推進協議会の開催：11/27第1回、30.2/21第2回 (2)地方自治体等との連携 ・地域・職域連携推進協議会への参画 宇都宮市地域職域連携推進協議会：7/31第1回 宇都宮市地域職域連携推進協議会ワーキング：9/25第1回、11/27第2回 3/15第3回 宇都宮市地域職域連携推進協議会健康づくりセミナー：2/1 ・栃木県保険者協議会への参画 栃木県保険者協議会：6/ 5 第1回、3/16 第2回 企画調査部会：6/12 第1回、11/14 第2回、3/8 第3回 保健活動部会：6/27 第1回、10/3 第2回、1/23 次年度研修打合せ 3/8 第3回 関東甲信越ブロック会議：7/ 7 ・県関係 とちぎ健康21プラン推進会議：8/8第1回、2/14第2回 健康長寿とちぎづくり推進県民会議幹事会：2/14 ・その他関係団体 7/ 9 栃木県薬剤師会研修会 講師として参加 ・職場体操（元気ニコニコ体操）啓発 社会保険事務説明会（6/22～6/28）12会場　1,918人参加 健康経営セミナー（10/11）28人参加 健保委員、年金委員表彰式(11/17) 180人参加
Ⅳ 組織運営及び業務改革	**1．組織や人事制度の適切な運営** 【具体的事項】 (1)組織運営体制の強化 支部と本部での適切な支援・協力関係、内部統制（ガバナンス）の確保、支部内の部門間連携を強化するとともに、必要に応じて組織体制を見直し、組織運営体制の強化を図る。 ①経営会議を核とした内部統制の確保 ②支部独自各種委員会の定期開催及び活性化 (2)実績や能力本位の人事の推進 協会の理念の実現に向けて、組織目標を達成するための個人目標を設定し、日々の業務遂行を通じて目標達成できる仕組みとした新人事評価制度を適切に運用するとともに、その評価を適正に処遇に反映することにより、実績や能力本位の人事を推進する。	**1．組織や人事制度の適切な運営** ●支部内で毎週金曜日に行われる経営会議において、本部の施策の確認や各グループからの報告・連絡・相談を適時に協議し、日々の業務遂行のガバナンスを確保している。また、毎月、債権回収・給付適正化・レセプト点検効果等の進捗会議を実施し、支部内連携、情報の共有を図っている。 ●人事評価制度により目標の設定・管理を行い、人事評価制度の「透明性」「公平性」「納得性」を高めるため、管理者（評価者）と職員との十分なコミュニケーションを図っている。 ●毎週月曜日の朝礼において、全員で「全国健康保険協会行動規範」の読み合わせを行い、参画意識を高め、意識改革を図っている。また、セクシャルハラスメント、パワーハラスメントに対する意識を喚起し、発生させない職場環境に努めている。

Ⅳ 組織運営及び業務改革	(3)協会の理念を実践できる組織風土・文化の更なる定着 加入者本位、主体性と実効性の重視、自由闊達な気風と創意工夫に富んだ組織風土・文化の更なる定着に向けて、人事評価制度の見直しの他、職員に期待する職員像を示すとともに、等級ごとの職員の役割を明確化する等の人事制度全般の改定の実施、協会のミッションや目標の徹底、研修の充実を図る。 (4)コンプライアンス・個人情報保護の徹底 ①内部・外部の通報制度の実施 ②研修等を通じた順守の徹底 ③各種規程・ルールの順守やアクセス権限、パスワードの適切な管理等を常時点検し徹底 ④自主点検の厳正なる実施 ⑤「コンプライアンス実践状況チェックシート」及び「個人情報チェックシート」による自己点検の実施 (5)リスク管理 ①適切な運営を脅かす様々なリスクの点検や分析。 ②リスク管理能力の向上のための研修の実施、平時からの訓練やリスク管理委員会の開催など、リスク管理体制の整備。	●支部内研修実施。 5月：ハラスメント研修 7月：コンプライアンス研修 7月：個人情報保護研修 7月、3月：情報セキュリティー研修 7月：安全運転管理者講習伝達研修 9月、10月：接遇研修 12月：メンタルヘルス研修 ●全職員にコンプライアンス実践状況チェックシート（6月、9月、1月、3月）、個人情報チェックシート（6月、9月、1月、3月）を作成させ、全職員がチェックを行い、意識向上を図っている。 ●コンプライアンス推進強化月間(9月）・個人情報保護強化月間（9月）にポスターを作成・掲示し意識向上を図った。 ●支部コンプライアンス委員会（開催：2回/6月）、支部個人情報保護管理委員会（開催：2回/6月）を開催し、コンプライアンスの遵守、個人情報保護に関する管理、取扱い等について確認。職員に対し周知徹底を図った。 ●年2回の自主点検のほか、毎月中旬、「個人情報」「情報セキュリィー」に関する自主点検を実施し、リスク管理に努めた。
	２．人材育成の推進 【具体的事項】 役割定義を踏まえ、各階層に求められる能力や知識の習得できるよう、企画、サービス向上、コンプライアンス、個人情報保護、レセプト点検、保健事業の重点的な分野を定め、研修等を通じて人材育成を推進する。 (1)「ＯＪＴ（On the Job Training）」「集合研修」「自己啓発」を効果的に組み合わせた人材育成制度の定着 ①外部講座など、職員の研修機会を確保する。 ②通信講座等により自己啓発を積極的に行う組織風土を醸成する。 ③プレゼンテーション能力、説明能力、文書作成能力のある人材の早期育成を図る。 ④支部内人事ローテーションを実施する。 (2)「自ら育つ」という成長意欲を持ち、日々の業務遂行を通じて「現場で育てる」という組織風土の醸成	**２．人材育成の推進** ●新入職員入社（2名）のＯＪＴ研修を実施。 8月23日　日本健康会議2017に外部研修として参加。 8月24日　とちぎヘルスケア産業フォーラムに外部研修として参加。 ●本部主催の階層別・担当者別研修に指名参加を実施。 ●支部内研修を実施し、情報の共有化や職員のスキルアップを図った。 4月：栃木支部全体会議 5月：ハラスメント研修 7月：コンプライアンス研修 7月：個人情報保護研修 7月、3月：情報セキュリティー研修 7月：安全運転管理者講習伝達研修 9月、10月：接遇研修 12月：メンタルヘルス研修

Ⅳ 組織運営及び業務改革	**３．業務改革・改善の推進** 【具体的事項】 (1)創意工夫の提案・検討と具体的な改革・改善の実現 ①当支部の所属する第2ブロック業務改革会議を通して、より良いサービスの標準化を図る。 ②「業務効率化推進委員会」を中心にお客様目線に立った業務改革を本格的に推進する。 (2)職員のコア業務や企画的業務（医療費適正化のための総合的対策や「データヘルス計画」の確実な実施、保険者協議会等と連携した行政への意見発信等）への重点化 ①業務・システム刷新の機能を十分に活用した業務の実施。 ②職員の配置等の不断の点検。	**３．業務改革・改善の推進** ●業務改革推進委員会を毎月実施し、諸々の問題・課題について討議し、経営会議で提案等を行った。 ●システム刷新以降、業務の標準化・効率化・簡素化のため、マニュアル、手順書に基づく事務の処理方法の徹底を図り、業務改革を推進し、職員の意識改革を行った。
	４．経費の節減の推進 【具体的事項】 (1)経費の節減 ①職員のコスト意識を高め、サービスの水準の確保に留意しつつ業務の実施方法の見直しを行う。 ②競争入札の実施。 ③消耗品のWeb発注を活用した適切な在庫管理。 ④事務用品等の支部内リサイクルの推進（リサイクルコーナーの充実） (2)適切な調達、予算執行 ①調達審査委員会における調達、予算執行の適切な管理。 ②ホームページにおいて調達結果の公表し、透明性の確保に努める。	**４．経費の節減の推進** ●外部保管倉庫の賃貸借契約について、倉庫の借上面積による契約金額から箱単位への単価契約により経費の削減を図った。 ●一般競争入札により、競争原理を働かせ、調達にかかる経費をより安価な価格で調達を行った。 ●節電対策として、空調の徹底管理、照明の定時点灯・消灯、プリンタの制限、ノー残業デー週2回実施。 ●消耗品回収ボックスを活用したリサイクルコーナーの充実。 ●消耗品の在庫管理を徹底し、必要最小限の消耗品の調達。

議題４．第2期データヘルス計画について

※別添資料（第2期データヘルス計画資料）参照

議題５．その他

栃木支部　事業概要について

※平成30年4、5月の数値については、暫定の参考数値。
（正式数値が判明次第更新となります）

①加入者等の状況

		29年5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	30年1月	2月	3月	4月※	5月※
事業所数（事業所）		26,338	26,460	26,566	26,669	26,789	26,948	27,093	27,246	27,433	27,602	27,682	27,930	28,080
被保険者数（人）		312,278	312,788	314,420	314,552	314,664	315,401	315,865	316,690	316,770	316,947	316,821	320,517	321,418
	男	188,332	188,632	189,722	189,844	189,874	190,294	190,637	191,138	191,156	191,394	191,316	193,189	193,393
	女	123,946	124,106	124,698	124,708	124,790	125,107	125,228	125,552	125,614	125,553	125,505	127,328	128,025
被扶養者数（人）		207,985	208,053	209,178	209,159	209,247	209,736	210,098	210,484	210,904	211,521	211,728	210,697	209,577
	男	70,918	70,945	71,405	71,452	71,550	71,785	71,990	72,249	72,497	72,753	72,941	72,377	71,885
	女	137,067	137,108	137,773	137,707	137,697	137,951	138,108	138,235	138,407	138,768	138,787	138,320	137,692
	扶養率	0.67	0.67	0.67	0.67	0.67	0.67	0.67	0.67	0.67	0.67	0.67	0.66	0.65
任意継続被保険者数（人）≪再掲≫		2,423	2,405	2,422	2,409	2,397	2,413	2,375	2,365	2,367	2,347	2,337	2,387	2,353
平均標準報酬月額（円）		281,217	281,038	281,379	282,148	286,951	286,778	286,632	286,408	286,330	286,313	286,245	285,039	284,634

②サービススタンダード達成状況

サービススタンダード（SS）達成状況	達成率	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	―	―
	平均所要日数	7.36	7.25	7.43	7.40	7.64	7.77	7.83	7.86	7.59	7.56	7.55	―	―

≪参考≫

事業所数

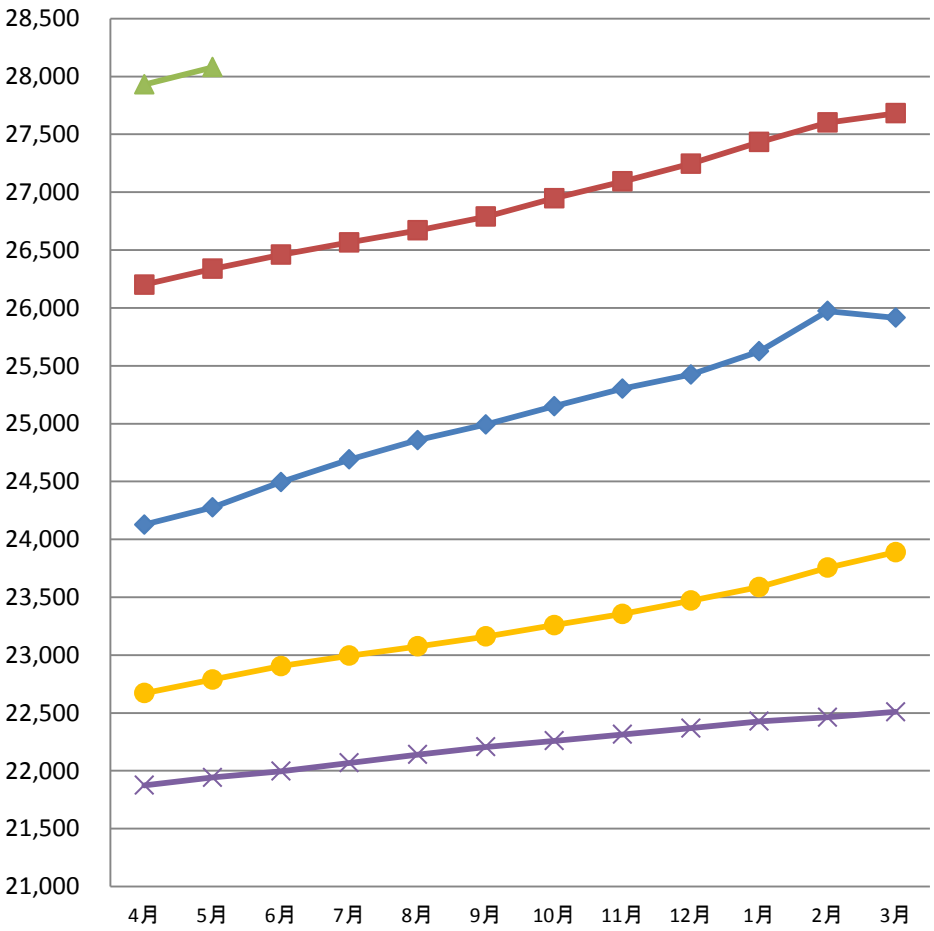

被保険者（人）

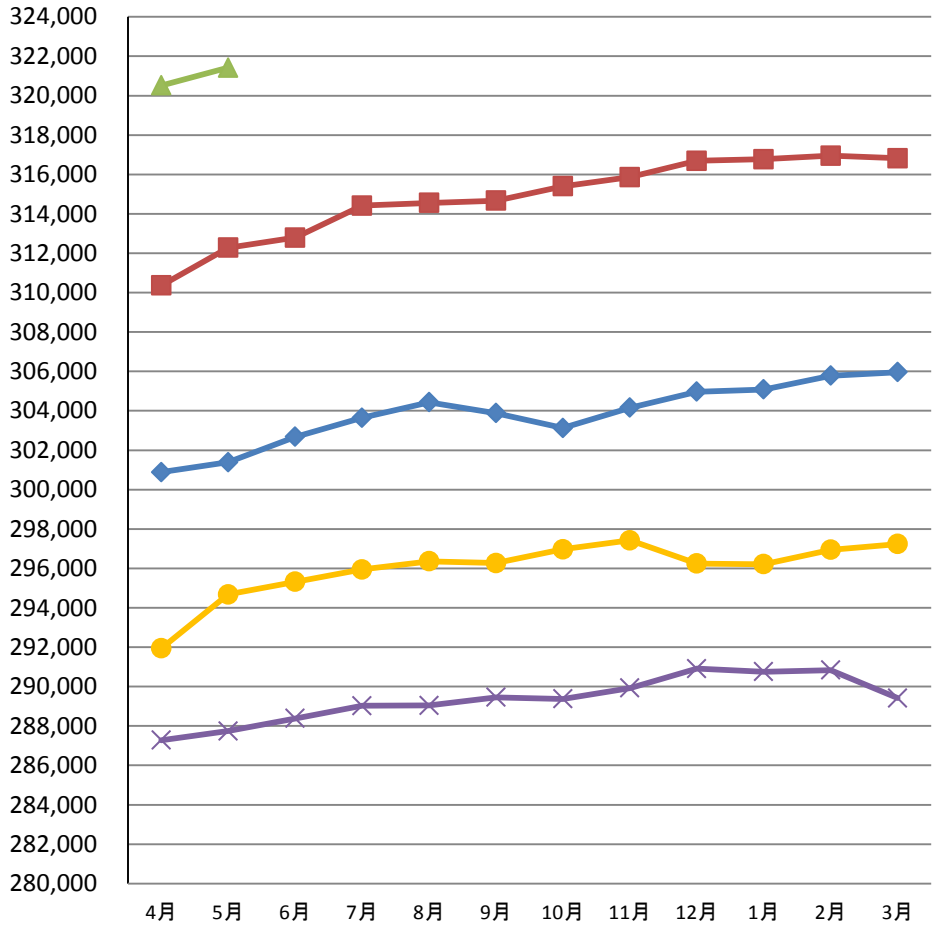

平成26年度　平成27年度　平成28年度　平成29年度　平成30年度

※　30年4月、5月は速報値

全国健康保険協会 栃木支部
協会けんぽ

平均標準報酬月額(円)

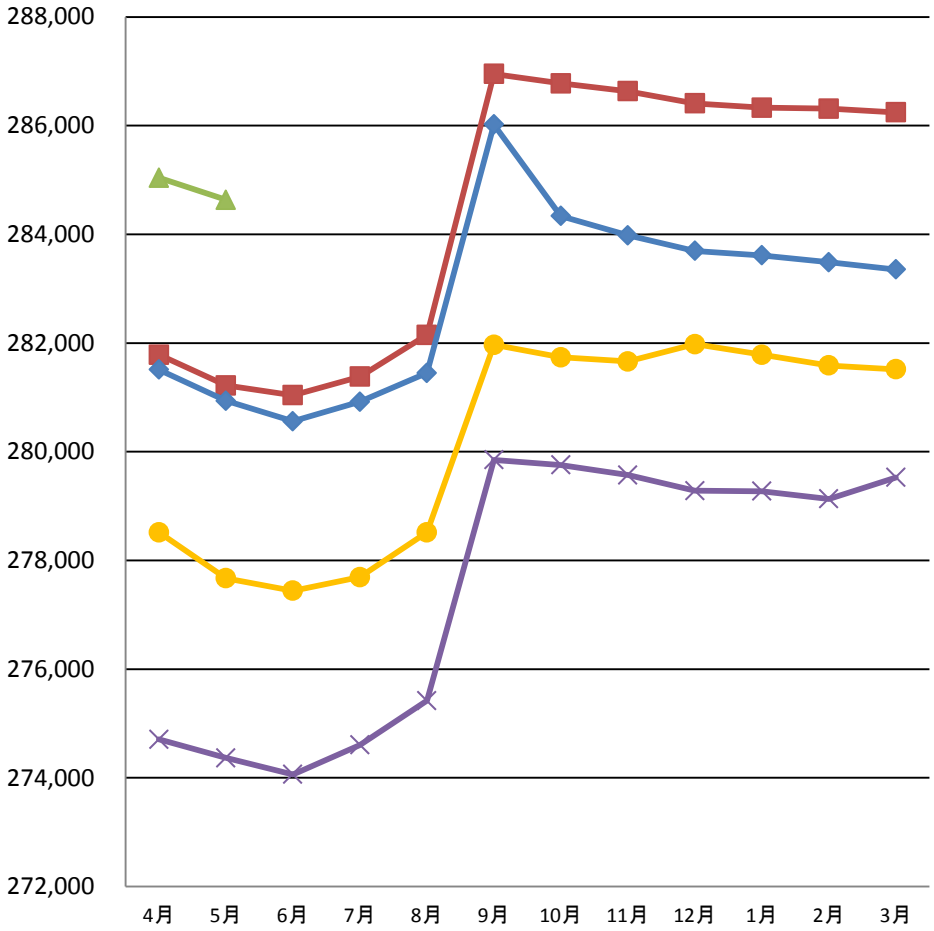

扶養率

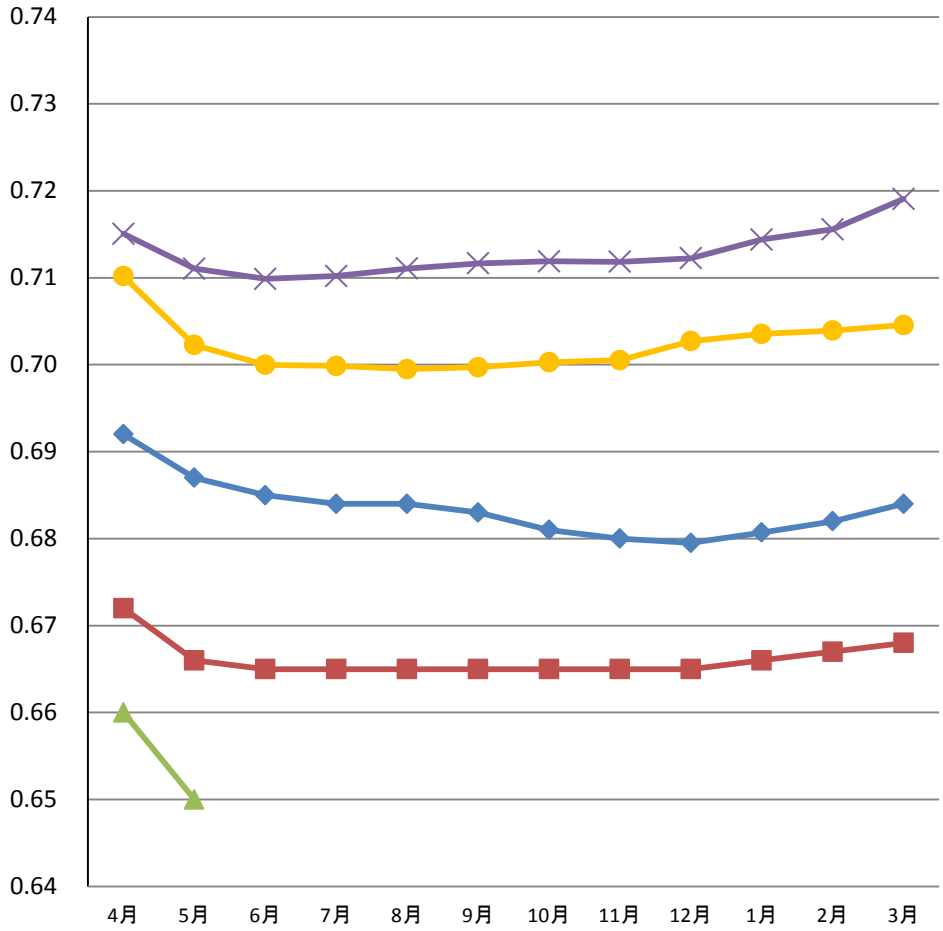

平成26年度　平成27年度　平成28年度　平成29年度　平成30年度

※　30年4月、5月は速報値

③診療内容等容認効果額

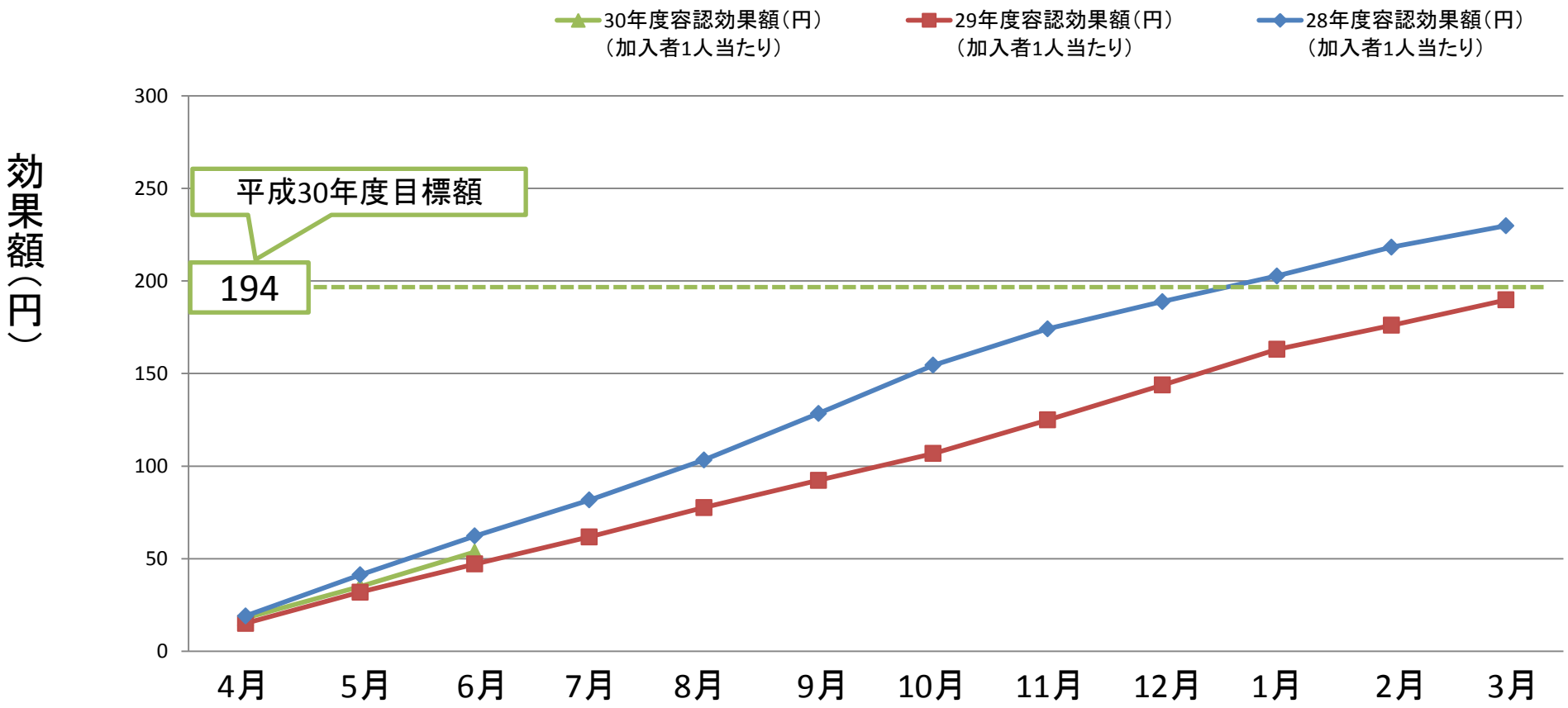

28年度容認効果額（円）（加入者1人当たり）	19.1	41.3	62.3	81.7	103.3	128.5	154.5	174.2	188.9	202.7	218.3	229.9
29年度容認効果額（円）（加入者1人当たり）	15.1	31.9	47.1	61.8	77.6	92.3	106.8	125	143.8	163.1	176.1	189.8
30年度容認効果額（円）（加入者1人当たり）	18	34.9	53.6									
前年度増減率（%）	19.2	9.4	13.8									

④特定健診受診状況

ア　被保険者

生活習慣病予防健診

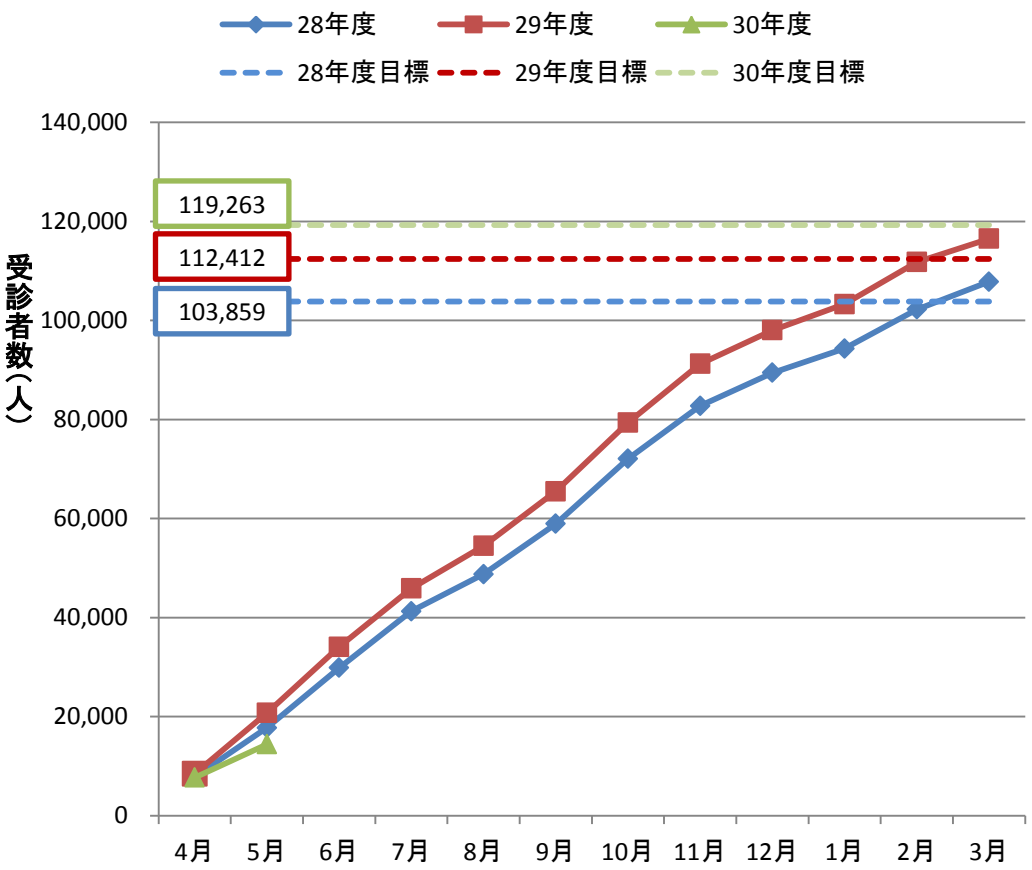

28年度	7,836	17,733	29,865	41,275	48,746	58,946	72,056	82,754	89,431	94,327	102,229	107,833
29年度	8,470	20,735	34,104	45,887	54,464	65,507	79,353	91,237	98,031	103,290	111,792	116,519
30年度	7,706	14,428										
前年度増減率（%）	▲9.0	▲30.4	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

事業者健診

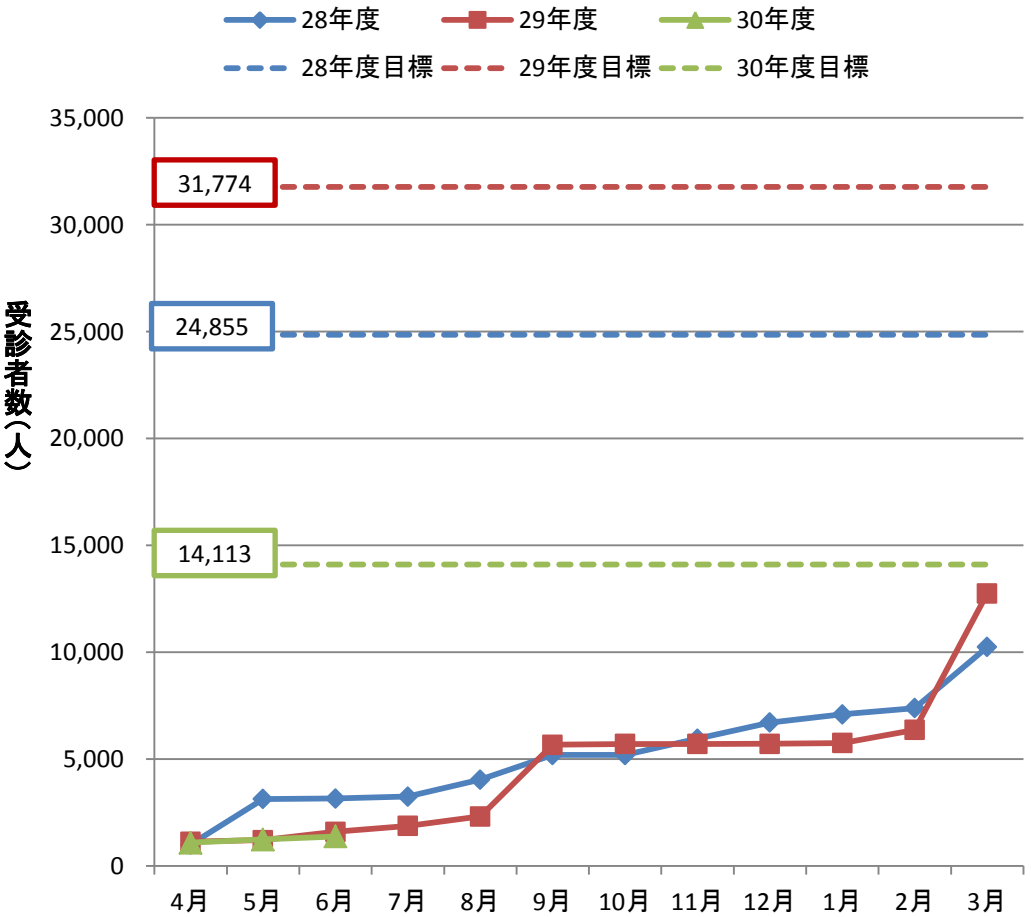

28年度	1,005	3,137	3,156	3,247	4,042	5,195	5,195	5,956	6,716	7,100	7,392	10,247
29年度	1,137	1,215	1,604	1,881	2,322	5,675	5,714	5,714	5,717	5,757	6,369	12,758
30年度	1,092	1,244	1,383									
前年度増減率（%）	▲4.0	2.4	▲13.8									

⑤特定保健指導実施状況

イ　被扶養者

特定健診

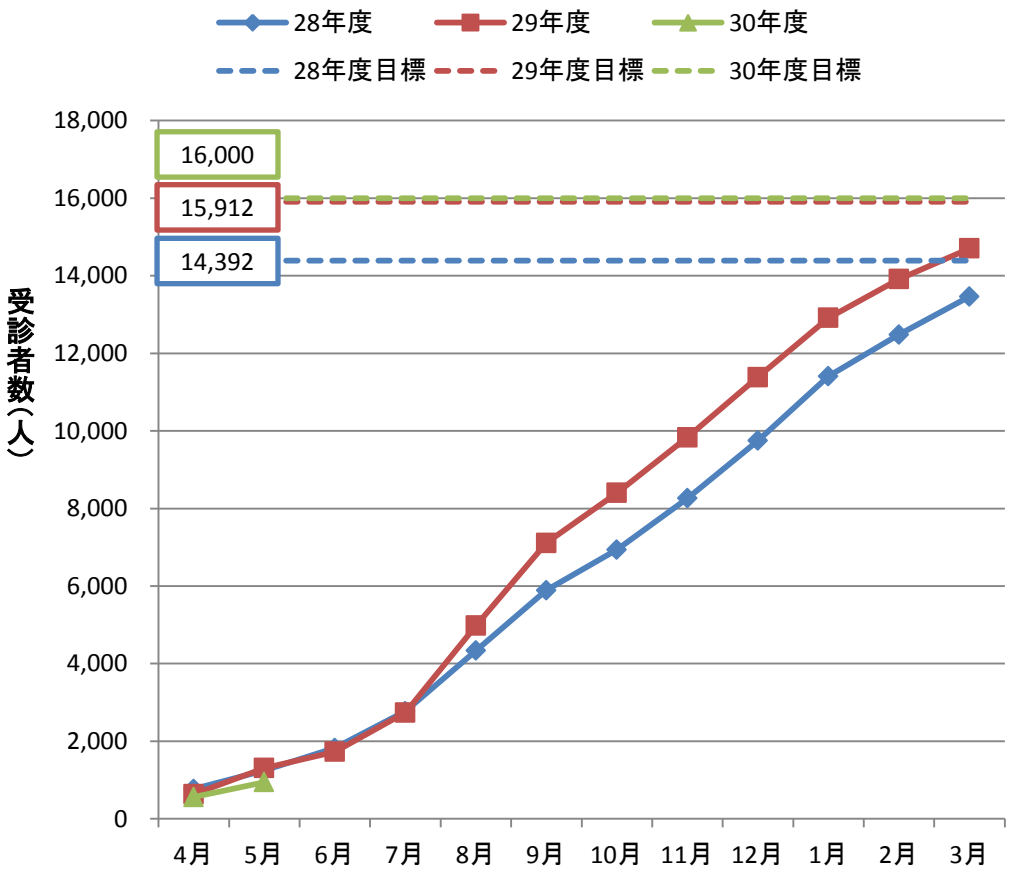

28年度	768	1,247	1,825	2,774	4,338	5,892	6,939	8,263	9,748	11,411	12,483	13,463
29年度	636	1,310	1,729	2,741	4,981	7,114	8,402	9,835	11,387	12,917	13,912	14,706
30年度	560	946										
前年度増減率（%）	▲11.9	▲27.8										

ア　被保険者　　特定保健指導（積極的支援＋動機付け支援）

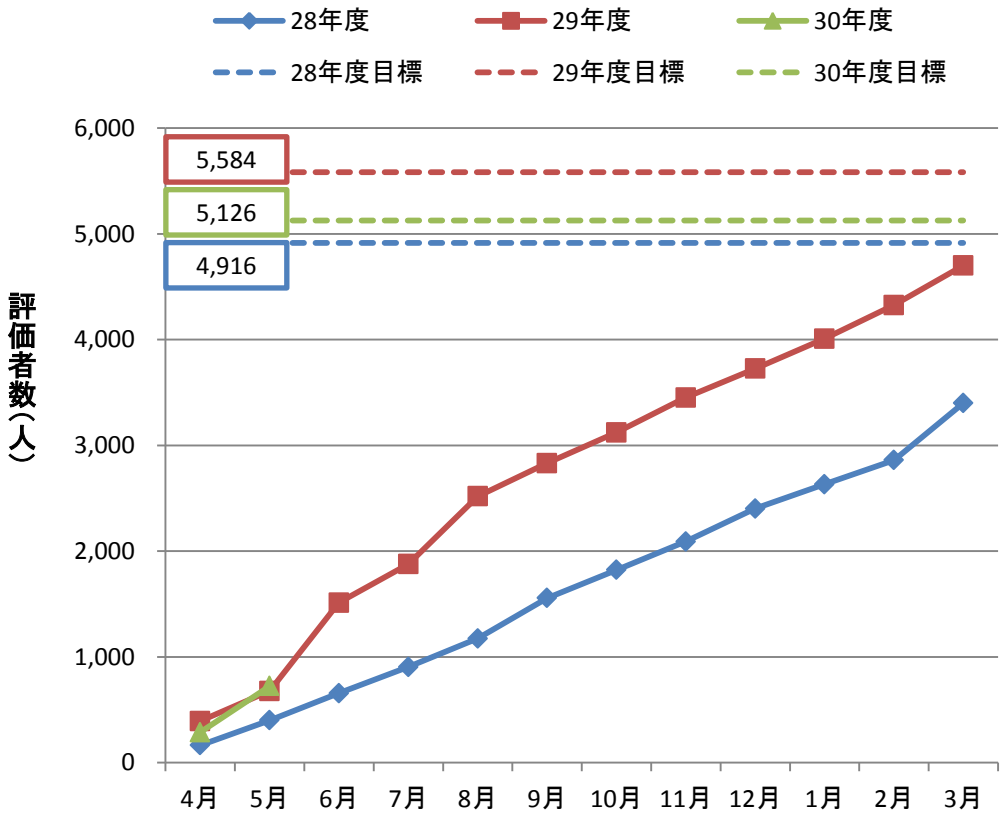

28年度	合計	165	401	657	905	1,174	1,557	1,823	2,091	2,402	2,632	2,861	3,400
	協会けんぽ	80	204	419	645	861	1,089	1,350	1,605	1,837	2,067	2,264	2,536
	外部委託	85	197	238	260	313	468	473	486	565	565	597	864
29年度	合計	393	678	1,512	1,877	2,519	2,832	3,123	3,453	3,726	4,010	4,327	4,701
	協会けんぽ	251	514	880	1,091	1,492	1,726	1,989	2,266	2,454	2,593	2,734	2,994
	外部委託	142	164	632	786	1,027	1,106	1,134	1,187	1,272	1,417	1,593	1,707
30年度	合計	287	725										
	前年度増減率（%）	▲27.0	6.9										
	協会けんぽ	251	588										
	外部委託	36	137										

イ、被扶養者

特定保健指導
（積極的支援＋動機付け支援）

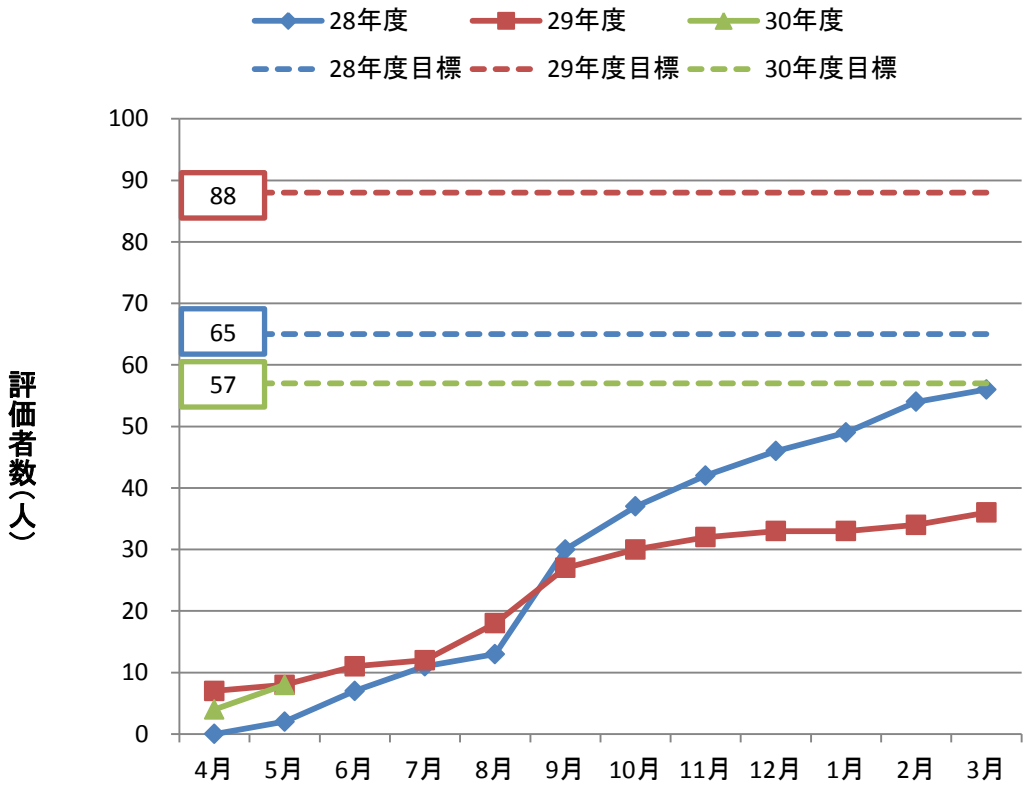

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
28年度	利用券	0	246	291	410	524	643	643	645	645	886	886	886
	評価	0	2	7	11	13	30	37	42	46	49	54	56
29年度	利用券	0	0	0	0	654	739	918	1,087	1,335	1,335	1,335	1,335
	評価	7	8	11	12	18	27	30	32	33	33	34	36
30年度	利用券	302	404										
	評価	4	8										
	前年度増減率（%）	▲42.9	0.0										

全国健康保険協会 栃木支部
協会けんぽ

⑥ジェネリック医薬品使用割合

都道府県別ジェネリック医薬品使用割合（数量ベース）（調剤分）（平成30年2月診療分）

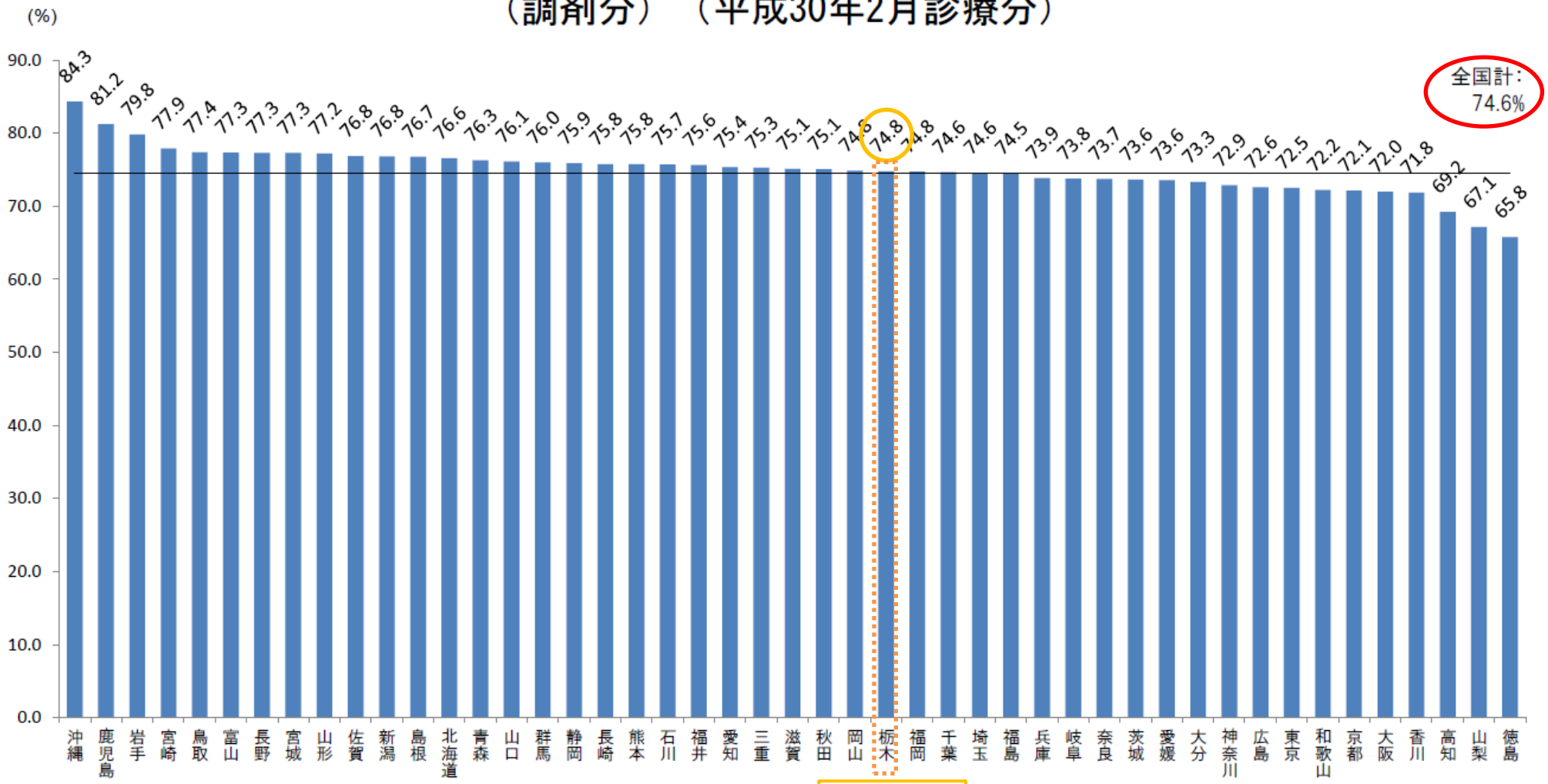

注1. 協会けんぽ（一般分）の調剤レセプト（電子レセプトに限る）について集計したもの（算定ベース）。
注2. 「数量」とは、薬価基準告示上の規格単位ごとに数えた数量をいう。
注3. 加入者の適用されている事業所所在地別に集計したもの。
注4. [後発医薬品の数量]／([後発医薬品のある先発医薬品の数量]＋[後発医薬品の数量])で算出している。医薬品の区分は、厚生労働省「各先発医薬品の後発医薬品の有無に関する情報」による。

◆栃木支部と全国平均の推移
全国平均と同等の伸び率で推移し、平成29年8月に初めて全国平均に並ぶ。
平成30年2月は、全国を0.2%上回った。

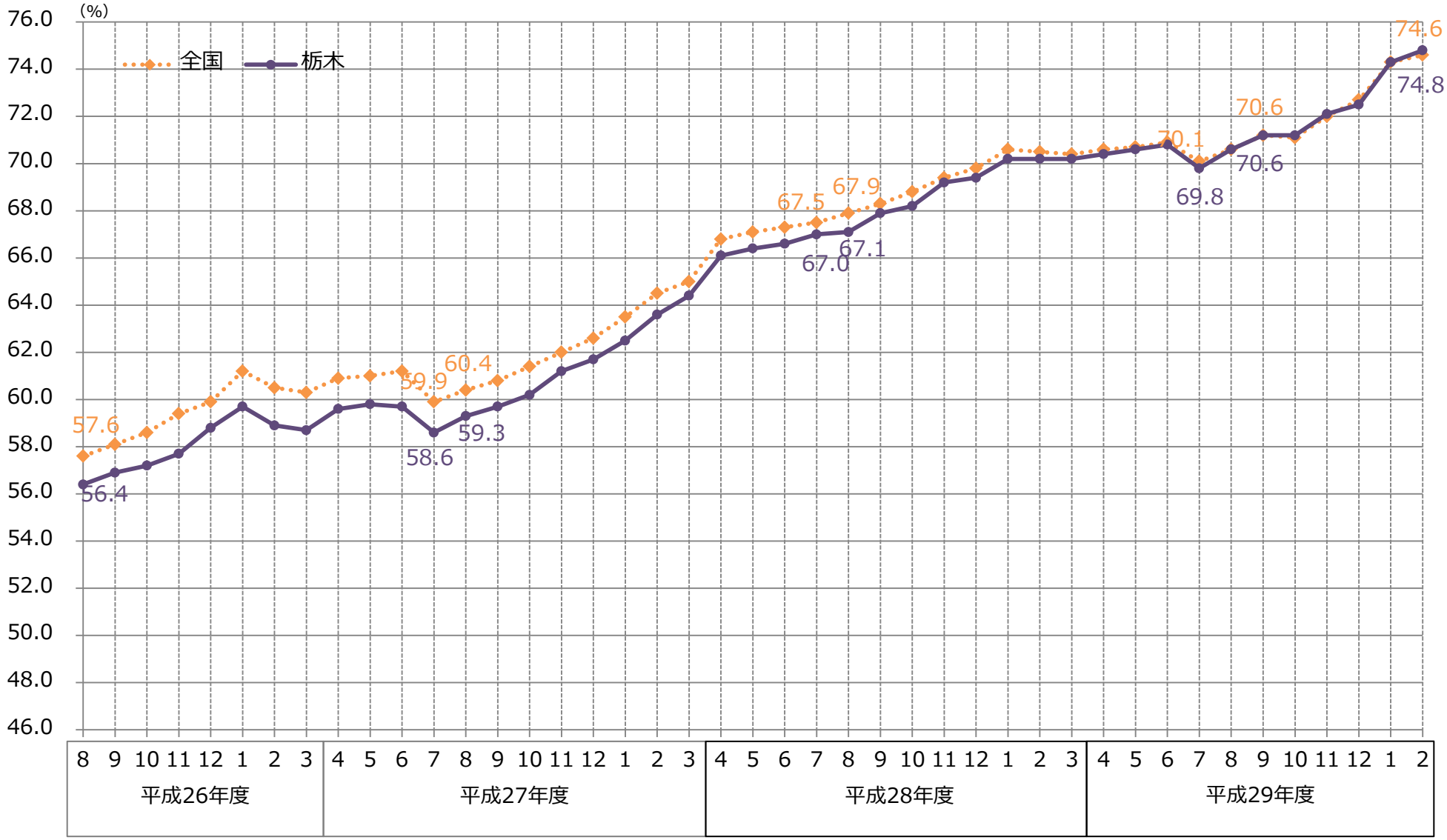

【参考】
◆県内郡市別で見たジェネリック医薬品の使用状況
（平成29年3月・6月の実績分。協会けんぽ栃木支部加入者の平均。薬局分のみを薬局の所在地でカウント。）

郡市名	使用割合
塩谷郡	82.09%
佐野市	76.76%
足利市	76.41%
那須郡	76.19%
さくら市	75.81%
真岡市	75.02%
日光市	74.19%
下都賀郡	73.21%
大田原市	72.35%
鹿沼市	70.54%
小山市	70.17%
栃木市	70.10%
芳賀郡	69.17%
河内郡	68.51%
那須塩原市	68.40%
宇都宮市	68.00%
那須烏山市	66.53%
下野市	62.86%
矢板市	58.40%
総計	70.70%

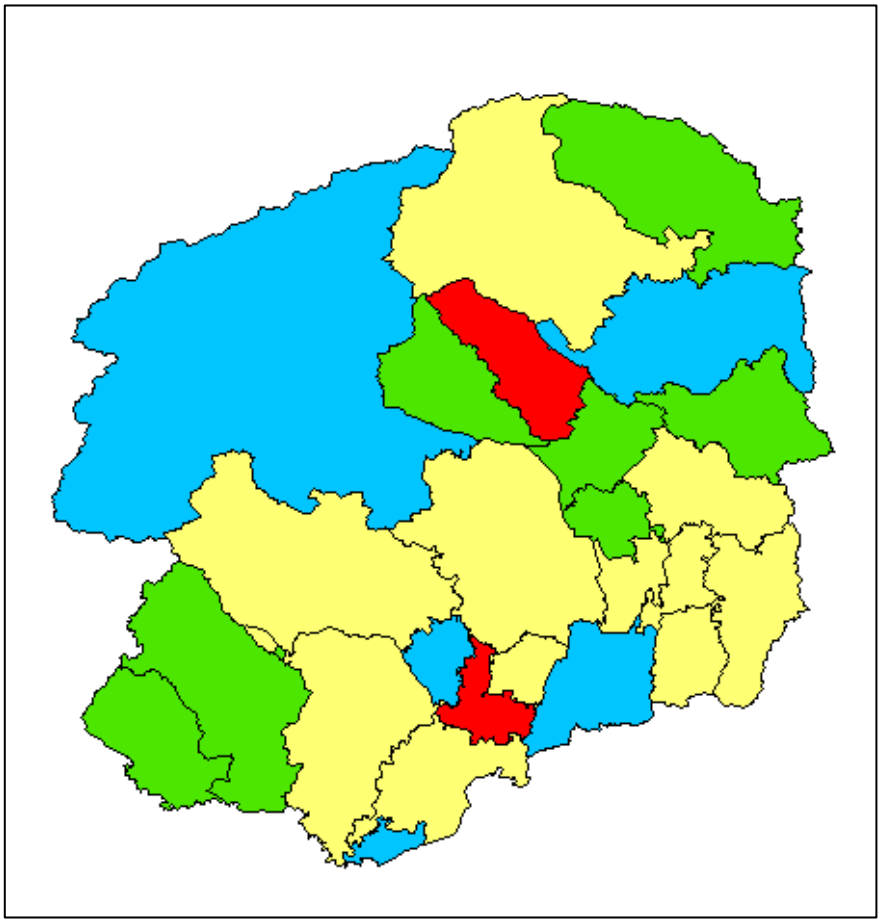

県平均との差

- ＋5% ～
- 0% ～ ＋5%
- －5％ ～ 0%
- ～ －5％

※塩谷郡、両毛地域、那須郡、さくら市で特に使用割合が高い傾向が見られた。
大まかな傾向として、県北で使用割合が高い地域が多く、県南では少なかった。
また、平成28年3月・6月と比較して、全ての郡市において使用割合が上がっている。